

社会保障審議会生活保護基準部会報告書（案）

平成 年 月 日

社会保障審議会生活保護基準部会

I 検討の経緯

- 社会保障審議会生活保護基準部会（以下「本部会」という。）が平成 25 年 1 月 18 日にとりまとめた報告書（以下「前回報告書」という。）では、生活保護基準の水準について、生活保護制度が国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けられるよう、適宜適切に見直していく必要があることを指摘した。
- 生活扶助基準については、平成 21 年全国消費実態調査の特別集計等のデータを用いて、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、前回報告書にとりまとめた。そこで示した検証結果も踏まえた生活扶助基準の見直しは、平成 25 年 8 月から 3 年程度かけて段階的に行われている。
- 前回報告書では、生活扶助以外の扶助や加算制度についても速やかに検討を行うべきことを指摘したところであり、常設されている本部会において、順次、専門的かつ客観的な検証を進める必要がある。
- 平成 25 年 11 月に開催した第 15 回の本部会より住宅扶助に係わる議論に着手し、本年 5 月に開催した第 17 回より検討対象として冬季加算等も加えて、検証を進めてきたところである。
- 検証に当たっては、本部会における検討事項について技術的な検討や具体的な作業を行うための検討作業班を設け作業等を行い、当該作業結果報告を受けて、本部会において議論を進めてきた結果、今般、その検証結果をとりとまとめるものである。

II 住宅扶助の検証

1 生活保護と住宅確保の関係

(1) 法的な位置付け等

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（以下「法」という。）は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民に対して最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであり、法第 3 条において、「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定している。

また、法第 8 条において、保護の基準は「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。

- また、法第 14 条において、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項（一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの）の範囲内において行われる」とされている。

- さらに、平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）では、「住宅困窮者が多様化する中で、住生活の分野において憲法第 25 条の趣旨が具体化されるよう、公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。」と記述されている。
- 生活保護制度における住宅扶助は、上記の趣旨・目的に照らして、的確に行う必要がある。

(2) 住宅扶助特別基準（上限額）の概要

- 住宅扶助基準については、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生大臣告示第 158 号）に一般基準が定められているが、実態としては、厚生労働大臣が別途、都道府県（1・2 級地、3 級地の 2 区分）、指定都市・中核市別に住宅扶助特別基準（上限額）（以下「住宅扶助特別基準」という。）を定めており、住宅扶助特別基準の範囲内で、生活保護受給世帯が支払う家賃額の実費が支給されている。
- この住宅扶助特別基準については、昭和 30 年代に、都道府県及び指定都市管内における第 2 種公営住宅の家賃を参考に設定され、以降、第 2 種公営住宅の家賃や生活保護受給世帯の家賃実態などを参考に設定されてきた。しかし、公営住宅の供給数が限られる中で、民間賃貸住宅に居住する生活保護世帯の数の方が圧倒的に多くなり、民間の市場家賃との関係を考慮しなければならなくなった。また、平成 8 年には公営住宅における第 1 種、第 2 種の区分は廃止された。現行では、都道府県、指定都市、中核市別に消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く家賃）や生活保護受給世帯の家賃実態等を勘案して毎年改定している。
- 本部会においては、住宅扶助特別基準の水準の妥当性の検証については、生活保護制度の趣旨・目的に照らして検討するが、このためには住宅扶助特別基準の検証手法の議論が不可欠であり、本部会ではその手法についても議論を行った。

2 住宅扶助特別基準の検証方法

(1) 検証方針

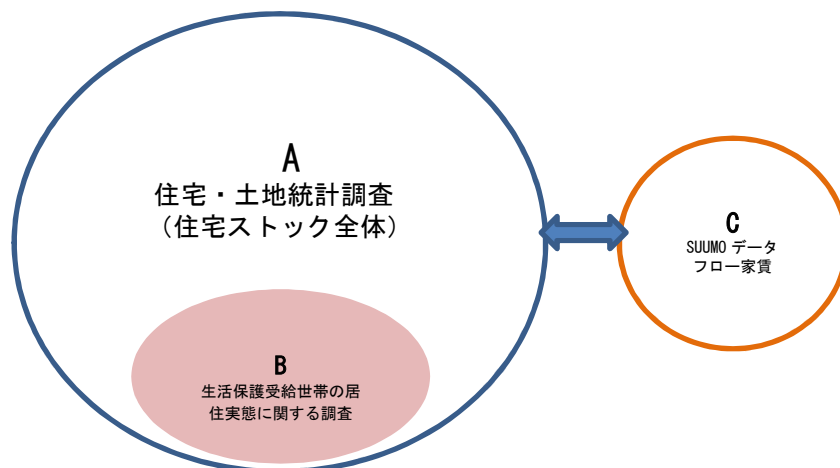
- 平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）では、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」といった政策目標を達成するため、「健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」として、最低居住面積水準が定められており、最低居住面積水準未満率を早期に解消することが目標として掲げられている。
- したがって、今回の住宅扶助特別基準の水準の検証にあたっては、住生活基本計画（全国計画）に定められている最低居住面積水準を踏まえた検証を行った。
- また、比較的安価で質の高い公的住宅が、すべての被保護世帯に対して供給され難い現状を踏まえると、住宅扶助特別基準は、生活保護受給世帯が民間の

賃貸市場において最低限度の水準を満たす住宅を得られる水準でなければならぬことから、住宅扶助特別基準と比較する家賃額は、民営借家又はUR賃貸住宅のものを基本とした。

(2) 検証に用いるデータ

- ① 平成 20 年住宅・土地統計調査(A)：生活保護受給世帯を含む一般世帯が居住する住宅ストックの実態把握
 - 住宅・土地統計調査は、5年に一度総務省統計局において約350万戸を対象として実施する調査である。我が国全体の世帯の居住状況と住宅ストックの状況を把握することができる。
 - 検証では住宅の質や家賃額を地域別に細かく分けて分析するため、平成20年調査の個票データを総務省から借り受け、それについて、特別集計を行った
 - なお、本調査のデータは、生活保護受給世帯を含むものであり、データ上、生活保護受給世帯の峻別はできない。
- ② 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査(B)：生活保護受給世帯の住宅・居住実態の把握
 - 生活保護受給世帯の居住実態を把握するため、訪問計画に基づき平成26年8月に家庭訪問の対象となっている生活保護受給世帯を対象として、居住実態に関する調査を実施した。
 - 調査対象世帯は、平成26年8月に家庭訪問の対象となった世帯について、訪問頻度（訪問計画において年に何回訪問するかを定めたもの）ごとにグループ化し、グループごとに層化無作為抽出する方法により選定した。抽出率はおよそ12分の1とした。
- ③ 民間賃貸物件情報のデータ(C)：民営借家のフローの家賃実態の把握
 - ①は住宅ストックに関するデータなので、民間賃貸住宅が市場に出される際の相場（市場家賃：market rent）を把握する必要がある。
 - そこで、株式会社リクルートホールディングスより、平成26年3月11日に賃貸物件情報サイトSUUMO（スーモ）に掲載されていた物件約160万件のデータを借り受けた。
 - ただし、本データは賃貸住宅市場において供給されている物件を全て網羅しているわけではないことや、実際に契約される家賃額とは異なる場合があることに留意する必要がある。

<図表1 3つの検証データの関係>



(3) 検証方法

※ (3)において、A 調査：住宅・土地統計調査、B 調査：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査、C データ：SUUMO データを表す。

① 生活保護受給世帯の居住実態等の把握

- 生活保護受給世帯の居住する住宅の属性（所有関係及び床面積、居住面積設備、立地環境等）を A 調査（生活保護受給世帯を含む一般世帯）と B 調査（生活保護受給世帯）の比較により把握した。
- 生活保護受給世帯の家賃額が、一般世帯における近隣同種の住宅の家賃と比較して、高く設定されている場合があるかを確認した。

② 単身世帯の住宅扶助特別基準の妥当性の検証

- 生活保護受給世帯で最も多い単身世帯（平成 26 年 8 月時点において 124 万世帯、全受給世帯 160 万世帯の 77%を占める）について、現行の住宅扶助特別基準の妥当性を検証した。
- そのために、A 調査、B 調査を用いて、賃貸市場において家賃額が決定される民営借家又は UR 賃貸住宅であって、最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の水準と住宅扶助特別基準を比較した。
なお、単身世帯については、A 調査、B 調査ともに調査世帯数が十分であることから、地域別（級地別、指定都市別、中核市別）に検証を行った。
- 民間の賃貸市場（フロー）において、現行の住宅扶助特別基準の範囲内で確保できる民営借家の供給量がどの程度あるか、C データを用いて級地別に確認した。

③ 住宅の質を反映した家賃算定式（家賃関数）の推定による検証

- 現行では、2人以上世帯の住宅扶助特別基準は、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準額に一定の比率を乗じて得た額を基本としている。また、住宅の質を住宅扶助特別基準の設定に反映できるかどうかを検証する必要がある。
- 上記を踏まえて、A 調査を用いて、月額家賃を目的変数とし、床面積、建

築時期、住宅設備の有無などの属性を説明変数とする家賃算定式（家賃関数）を推定した。

- 2人以上世帯における住宅扶助特別基準を算定するため、単身世帯の住宅扶助特別基準額に乗ずる「世帯人員に応じた比率」を試算した。

3 住宅扶助特別基準の検証結果

(1) 生活保護受給世帯の居住実態等

生活保護受給世帯は、平成26年8月において、1,601,380世帯となっており、そのうち同月に訪問の対象となった世帯のうち110,611世帯を抽出して生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を実施した。

① 生活保護受給世帯の属性

a) 世帯類型

生活保護受給世帯の世帯類型別の内訳をみると、高齢者世帯が76万世帯（47.3%）、母子世帯が11万世帯（6.8%）、傷病者・障害者世帯が45万世帯（28.4%）、その他世帯が28万世帯（17.5%）となっている（図表2）。

<図表2 世帯類型別の世帯数>

世帯類型別の生活保護受給世帯数

| | 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病者・障害者世帯 | その他の世帯 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|
| 単身世帯 | 1,238,854 | 682,397 | - | 371,908 | 184,549 |
| 2人以上の世帯 | 362,526 | 74,721 | 108,299 | 83,074 | 96,432 |
| 合計 | 1,601,380 | 757,118 | 108,299 | 454,982 | 280,981 |

生活保護受給世帯の総数(1,601,380世帯)に占める割合

| | 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病者・障害者世帯 | その他の世帯 |
|---------|--------|-------|------|-----------|--------|
| 単身世帯 | 77.4% | 42.6% | - | 23.2% | 11.5% |
| 2人以上の世帯 | 22.6% | 4.7% | 6.8% | 5.2% | 6.0% |
| 合計 | 100.0% | 47.3% | 6.8% | 28.4% | 17.5% |

世帯類型別の単身世帯割合

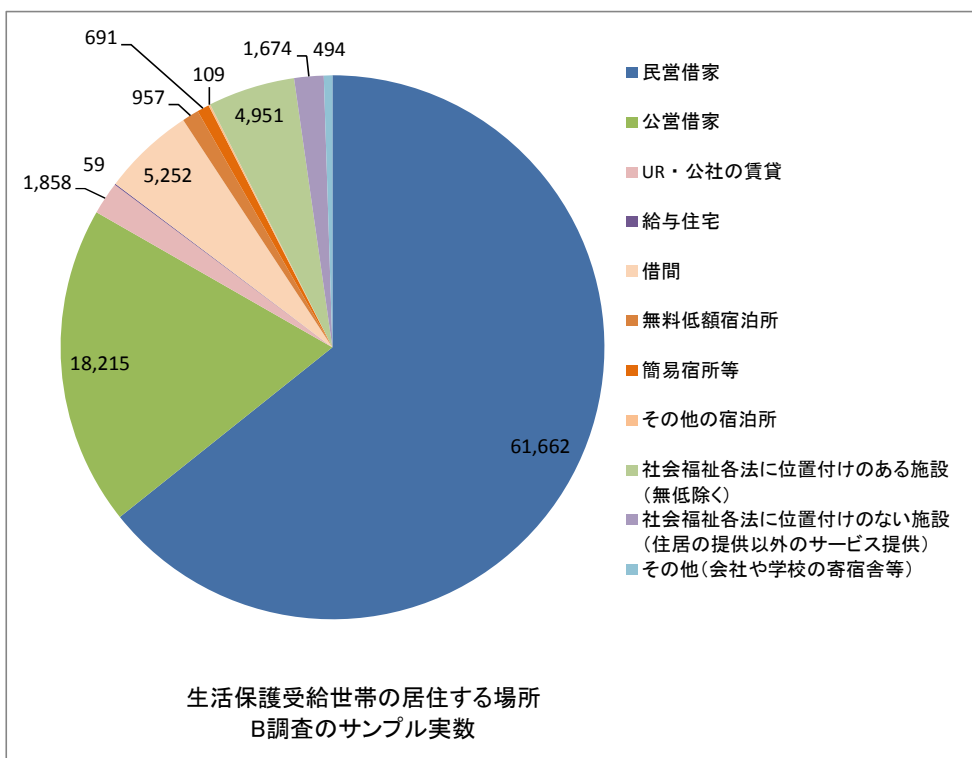
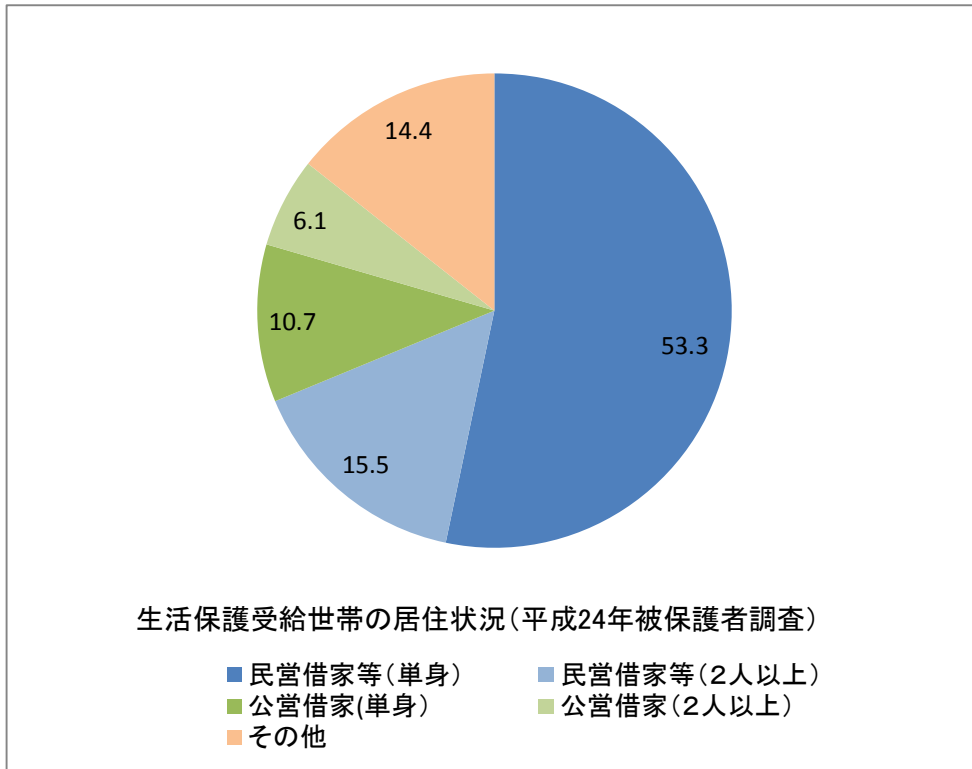
| | 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病者・障害者世帯 | その他の世帯 |
|---------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 単身世帯 | 77.4% | 90.1% | - | 81.7% | 65.7% |
| 2人以上の世帯 | 22.6% | 9.9% | 100.0% | 18.3% | 34.3% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

資料：平成26年8月被保護者調査

b) 住宅の所有関係

生活保護受給世帯の住宅の所有関係は、平成24年被保護者調査によると、民営借家等（公営借家を除く借家・借間）が68.8%（うち単身世帯53.3%、2人以上世帯15.5%）、公営借家が16.8%（うち単身世帯10.7%、2人以上世帯6.1%）、その他が14.4%となっている（図表3）。

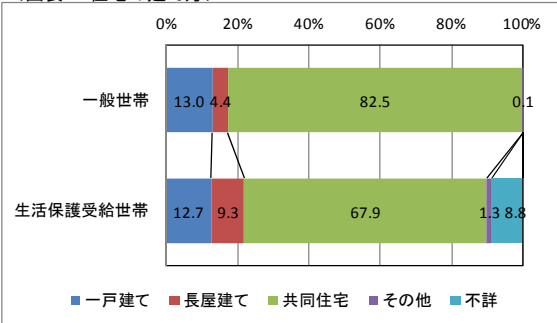
<図表3 生活保護受給世帯の住宅の所有関係>



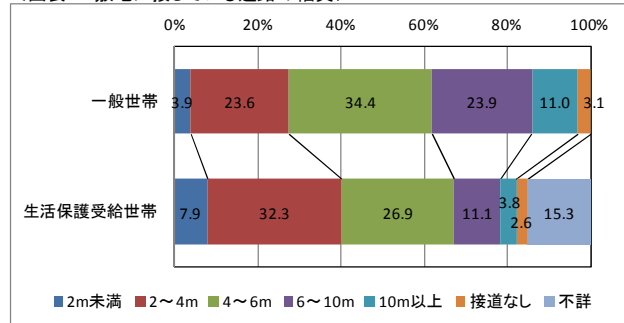
c) 生活保護受給世帯の居住状況

- 生活保護受給世帯の住宅水準は、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）に比べると、低くなっている（図表4～10）。
- 生活保護受給世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で46%、2人以上世帯で67%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で76%、2人以上世帯で86%となっているのと比較すると、大きく下回っている（図表11,12）。
- 住宅種類別にみると、民営借家の生活保護受給世帯は最低居住面積水準及び設備条件を満たしていないものが単身世帯で約7割となっている。また、給与住宅の最低居住面積水準達成率も34%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の達成率を大きく下回っている（図表11,14）。
それに対して、公営借家、UR賃貸住宅での最低居住面積水準達成率は高くなっており、居住する住宅の所有関係によって、住宅水準が大きく異なっている（図表14）。
- 以上のことから、生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要である。

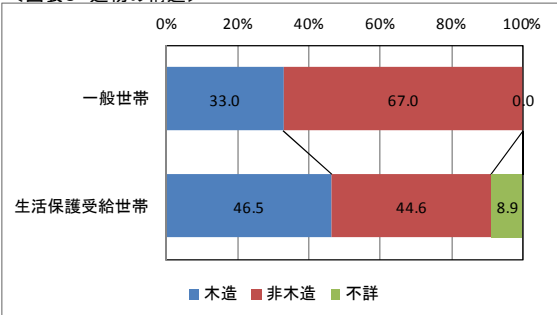
<図表4 住宅の建て方>



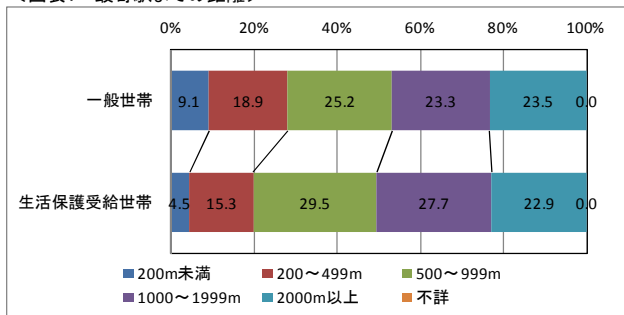
<図表5 敷地に接している道路の幅員>



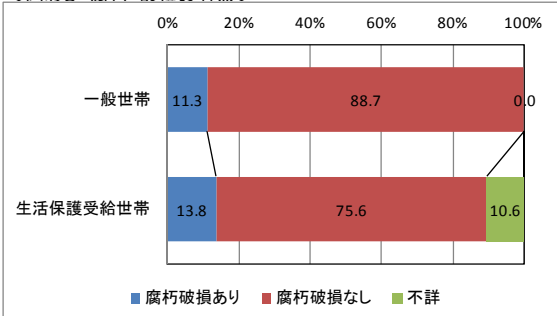
<図表6 建物の構造>



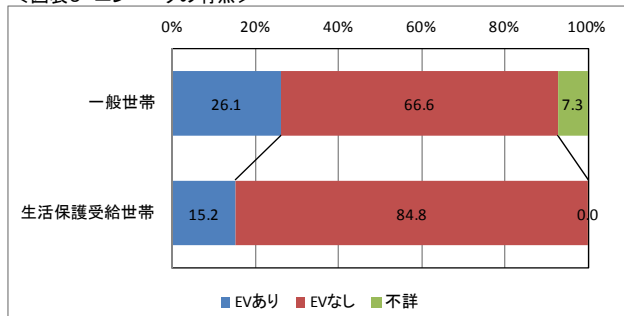
<図表7 最寄駅までの距離>



<図表8 腐朽・破損の有無>

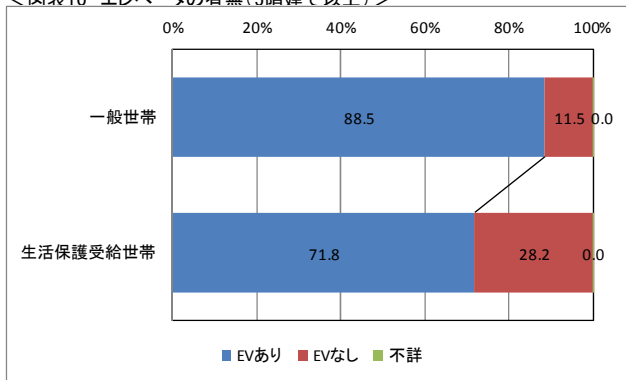


<図表9 エレベータの有無>

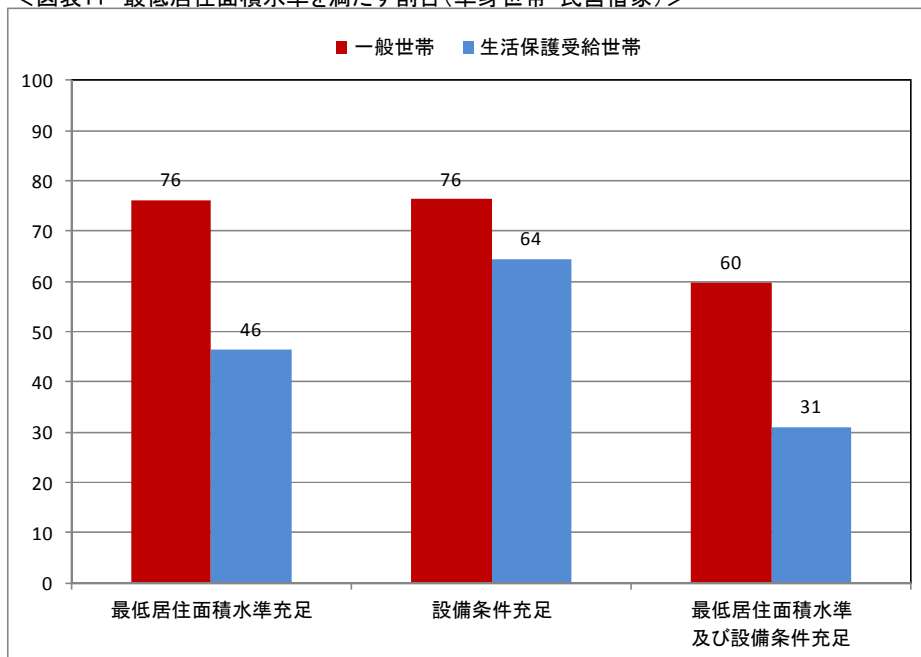


資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表4～9）
一般世帯：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表4～9）。

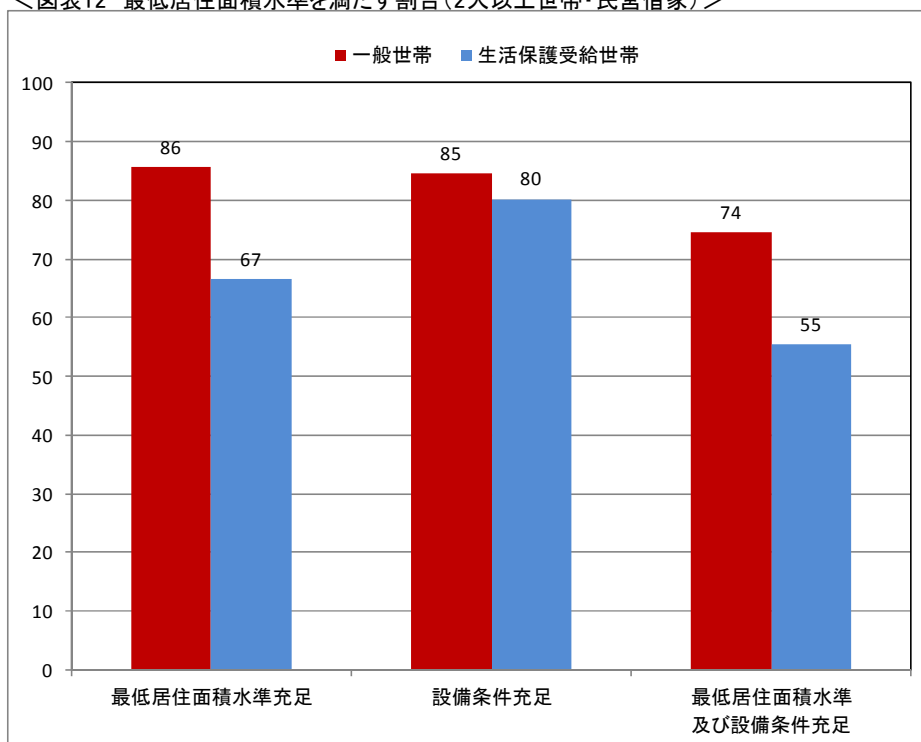
<図表10 エレベータの有無(5階建て以上)>



<図表11 最低居住面積水準を満たす割合(単身世帯・民営借家)>

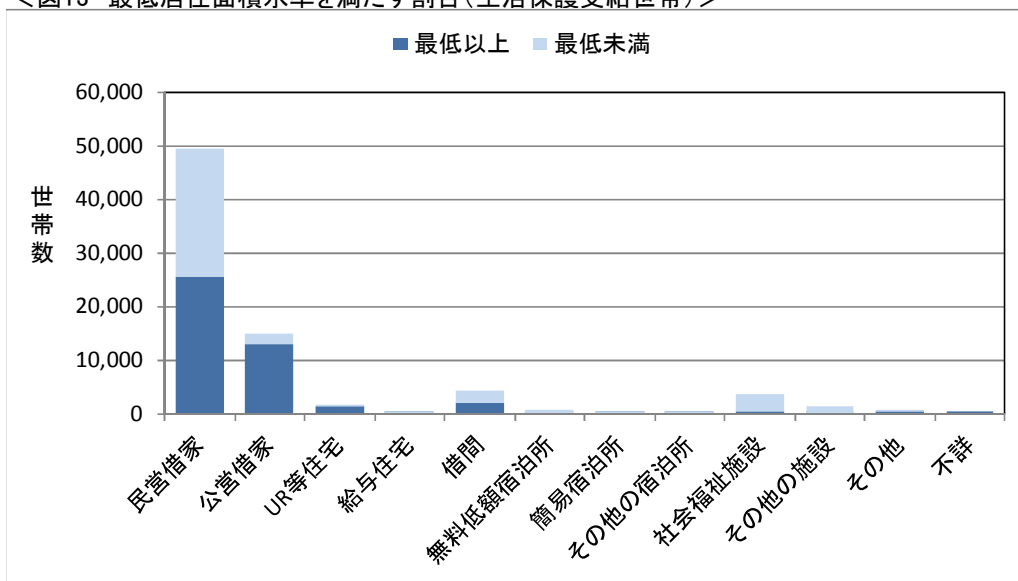


<図表12 最低居住面積水準を満たす割合(2人以上世帯・民営借家)>

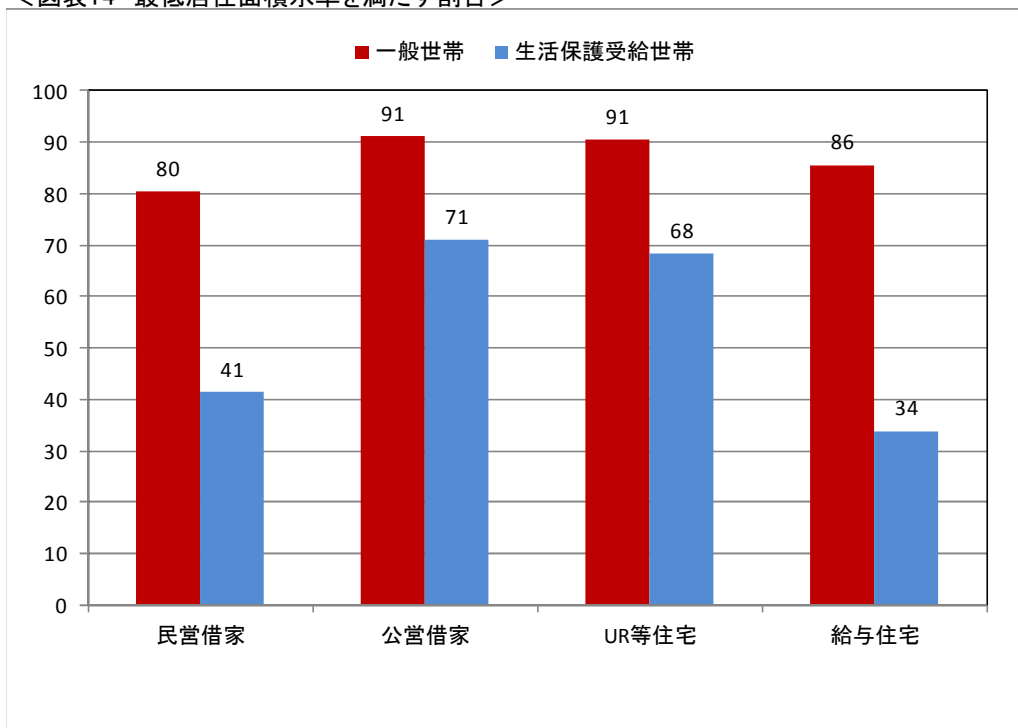


資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表 10～12）
 一般世帯：総務省統計局「平成 20 年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表 10～12）。

<図13 最低居住面積水準を満たす割合(生活保護受給世帯)>



<図表14 最低居住面積水準を満たす割合>



資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表 13, 14）
 一般世帯：総務省統計局「平成 20 年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表 14）。

② 生活保護受給世帯の家賃額

a) 単身世帯の家賃分布

一般世帯（生活保護世帯を含む）と生活保護受給世帯における家賃分布に差異がないかどうか、床面積の階級別に比較を行った（図 15, 16）。

その結果、生活保護受給世帯は一般世帯に比して、住宅扶助特別基準（上限額）に近いところに、家賃額が集中する傾向がはっきりとみられた。

また、同じ床面積階級の住宅では、生活保護世帯の方が、一般世帯に対して常に低い家賃帯に多く分布している。そのことから、相対的に低い家賃を確保する努力は行われていると推測できる。しかし、それだけでは数が十分

ではなく、民間賃貸住宅市場で相対的に住宅水準の低いものを、住宅扶助特別基準の上限額を条件に家主から借り受けているケースがあることも考えられる。

図 15 関東 1 級地 単身世帯・民営借家 家賃分布

(青線：生活保護受給世帯、赤線：一般世帯 住宅扶助特別基準 48,350 円)

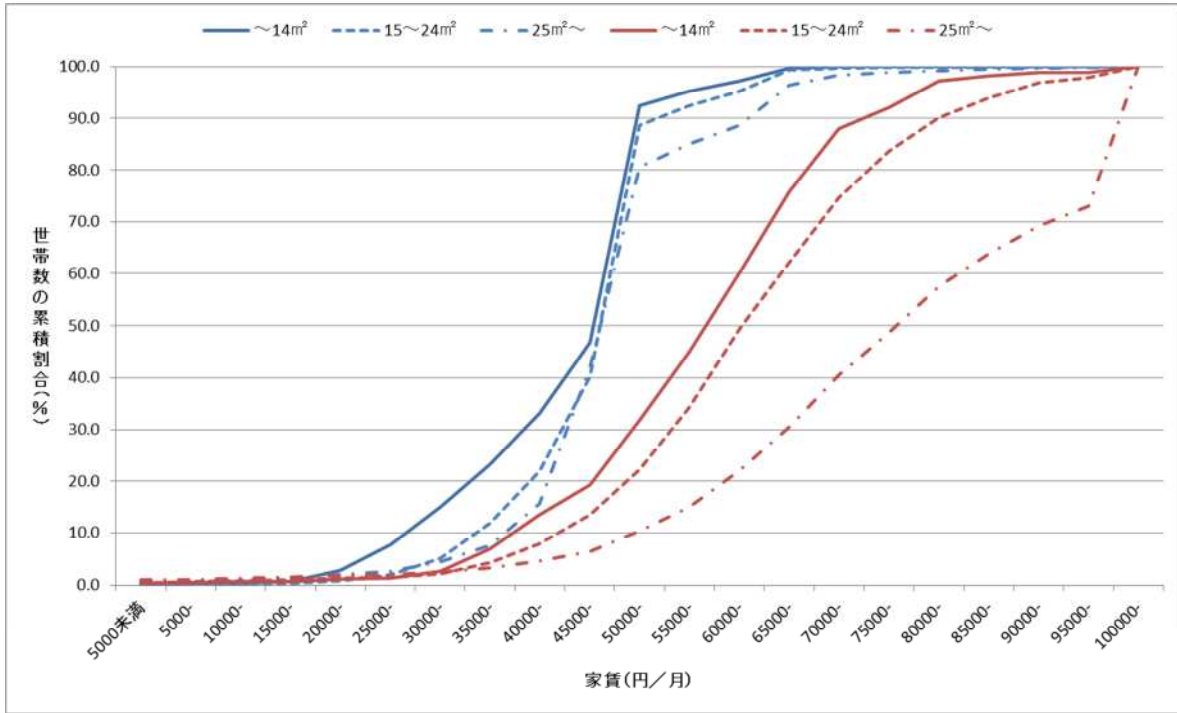
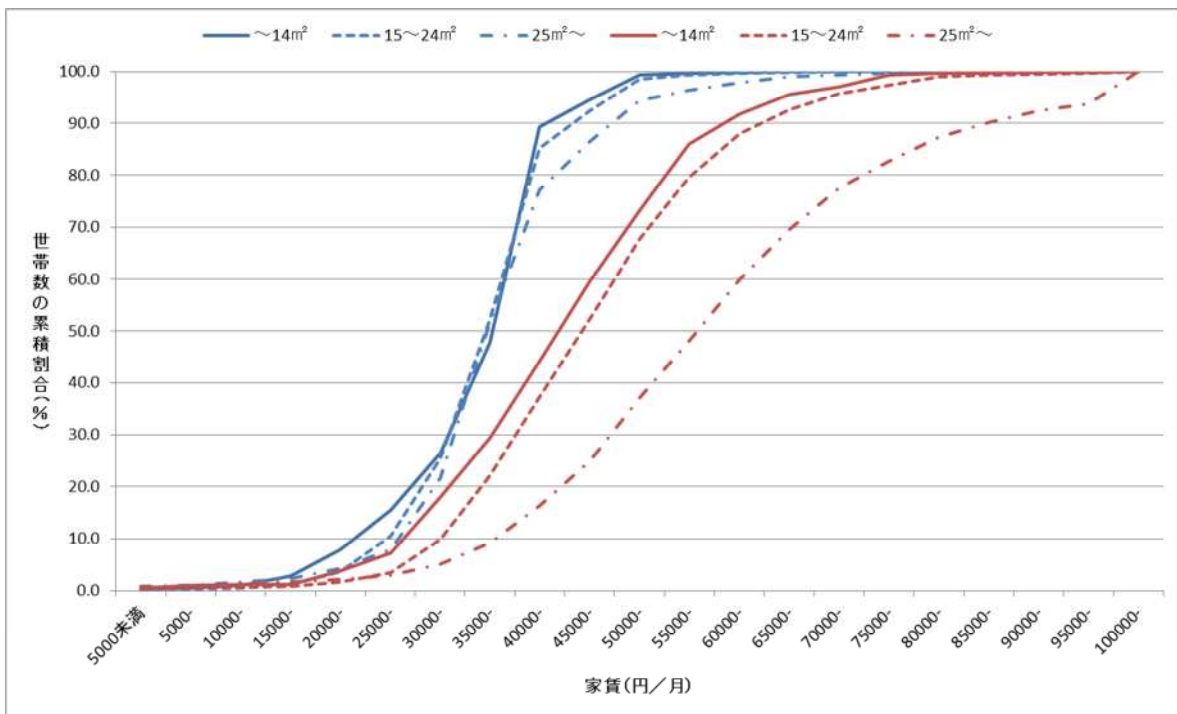


図 16 指定都市 単身・民営借家 家賃分布

(青線：生活保護受給世帯、赤線：一般世帯 住宅扶助特別基準 40,635 円)



資料：総務省統計局「平成 20 年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表 15, 16）。

b) 生活保護受給世帯特有の家賃設定

○ 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査によると、住宅扶助（家賃・間代）の認定が「有」又は「無（借家又は借間）」の世帯（95,924世帯）を対象とする調査項目において、以下のことが確認できた。

- ・ 生活保護受給開始後の過去5年間（平成21年8月以降）に家賃額の変動があった世帯の割合は11.6%となっており、変動があった場合の家賃額変動の分布（現在の家賃額－変動前の家賃額）をみると、「▲5千円～0円」が37%と最も多く、次に「0円～5千円」が32%となっている。
- ・ 近隣同種の住宅の家賃額より明らかに高額な家賃が設定されている疑義の有無（福祉事務所のケースワーカーが回答）についてみると、「疑義あり」が0.6%、「疑義無し」が90.4%、「判断ができない」が9.0%となっている。

また、「疑義あり」の場合の高額な家賃設定の理由については、「保証料が家賃額に上乗せされている」が13世帯、「敷金・礼金等が家賃額に上乗せされている」が16世帯、「共益費・管理費が家賃額に上乗せされている」が70世帯、「家事援助、健康管理や生活支援などのサービスの対価が家賃に上乗せされている」が15世帯となっている。

③ 単身世帯の住宅扶助特別基準

○ 単身世帯が居住する「民営借家又はUR賃貸住宅であって、最低居住面積水準及び設備条件^aを満たす住宅」（以下「最低水準を満たす民営借家等」という。）のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合（生活保護受給世帯を除いて推計^bしたもの）は、全国平均で12.7%となっている。

これを都道府県別にみると次のとおりとなっており、地域によって較差がある。

最低水準を満たす民営住宅等のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合の分布

| | 5%未満 | 5～10% | 10～15% | 15～20% | 20%以上 |
|-----------|------|-------|--------|--------|-------|
| 47都道府県の分布 | 3 | 20 | 12 | 9 | 3 |

○ 今回の検証では、単身世帯が居住する最低水準を満たす民営借家等の家賃額の5～25パーセンタイル値（生活保護受給世帯を除いて推計したもの）と住宅扶助特別基準とを比較することにより、現行の住宅扶助特別基準が、各地域において、最低居住面積水準を満たす家賃額を一定割合カバーする水準となっているかを確認した。

その結果は、別紙1のとおりであるが、最低水準を満たす民営借家等の家賃額と住宅扶助特別基準の差額の地域別の分布は、以下のとおりである。

^a 専用の台所、水洗トイレ、浴室、洗面所のいずれもある場合に設備条件を満たしているものとした。

^b 住宅・土地統計調査の調査対象には、生活保護受給世帯が居住する住宅を含むものであり、特に低額な家賃額の住宅には地域によっては生活保護受給世帯の住宅が多く含まれる可能性があることから、平成20年住宅・土地統計調査による条件を満たす住宅の数から、生活保護受給世帯の居住実態に関する調査で把握された条件を満たす住宅の数（調査対象世帯数に抽出率の逆数である12を乗じて推計）を引いて推計したもの。以下、住宅・土地統計調査の住宅数から、生活保護受給世帯の住宅数を除外する場合は、同様の方法により除外して推計した。

「家賃額5～25パーセンタイル値」－「住宅扶助特別基準（上限額）」の分布

| | 「家賃額5～25パーセンタイル値（A）」－「住宅扶助特別基準（B）」 | | | | 合計 |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|--------------|--------|-----|
| | (A) ≥ (B) | | (A) < (B) | | |
| | 3千円以上 | 3千円 ～0円 | ▲1円 ～▲3千円 | ▲3千円以上 | |
| 家賃額5パーセンタイル値の場合の156地域（※）の分布 | 1 | 15 | 18 | 122 | 156 |
| 家賃額10パーセンタイルの場合の156地域（※）の分布 | 39 | 22 | 41 | 54 | 156 |
| 家賃額13パーセンタイルの場合の156地域（※）の分布 | 61 | 37 | 28 | 30 | 156 |
| 家賃額15パーセンタイルの場合の156地域（※）の分布 | 80 | 33 | 20 | 23 | 156 |
| 家賃額20パーセンタイルの場合の156地域（※）の分布 | 110 | 23 | 14 | 9 | 156 |
| 家賃額25パーセンタイルの場合の156地域（※）の分布 | 136 | 9 | 7 | 4 | 156 |

※ 1級地（9都道府県）、2級地（37都道府県）、3級地（47都道府県）、指定都市（20市）、中核市（43市）の合計156地域

なお、家賃の相場は地域によって較差が大きいため、できるだけ細かく分けて検証することが適当であるが、住宅・土地統計調査のサンプルサイズを考慮し、各都道府県の1級地・2級地・3級地別（指定都市、中核市を除く）、各指定都市別、各中核市別に検証を行った。そのため、今回の地域区分と民間市場家賃は一致していない可能性があることに留意が必要である。

- しかしながら、住宅・土地統計調査における家賃の分布は、現存する住宅のストックの状況を表しており、必ずしも、賃貸市場に出回っている、入居可能な住居（フローの住宅）の状況を表しているものではないことに留意しなければならない。
- そこで、民間の賃貸物件情報サイトであるSUUMO（スーモ）に掲載された賃貸物件（1R、1K、1DK）のうち、一定の面積水準を満たす住宅であって、家賃額が住宅扶助特別基準以下の物件の割合がどの程度あるかの確認を行なった。

なお、SUUMOに掲載された賃貸物件情報は、賃貸市場において供給されている物件を全て網羅しているわけではないことや、実際に契約される家賃額とは異なる場合があることに留意が必要である。

1R、1K、1DKの賃貸物件の家賃額が単身世帯の住宅扶助特別基準（上限額）以下である割合

| | 床面積 25㎡以上 | 床面積 20㎡以上 | 床面積 18㎡以上 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 都道府県1級地 | 4% | 13% | 19% |
| 都道府県2級地 | 15% | 26% | 30% |
| 都道府県3級地 | 10% | 17% | 19% |
| 指定都市 | 11% | 22% | 27% |
| 中核市 | 11% | 21% | 26% |

- 参考までに、単身世帯（生活保護受給世帯を含む）が居住する民営借家又はUR賃貸住宅における最低居住面積水準の達成率は、全国平均で全世帯の76%となっているのに対し、単身世帯（生活保護受給世帯を含む）が居住する民営借家又はUR賃貸住宅であって、家賃額が住宅扶助特別基準以下の住宅における最低居住面積水準を満たす割合は、60%となっている。
- また、単身世帯が居住する借家（公営の借家、民営借家、UR賃貸住宅及び給与住宅）のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合（生活保護受給世帯を除いて推計したものは、全国平均で28.7%となっている。
- ④ 住宅の質を反映した家賃算定式（家賃関数）の推定による検証
 - a) 家賃関数の推定
 - 平成20年住宅・土地統計調査を用いて、月額家賃を目的変数とし、床面積、建築時期、住宅設備の有無などの属性を説明変数とする家賃算定式（家賃関数）を推定した（別紙2）。
 - 上記の家賃算定式（家賃関数）における各説明変数の係数の符号条件は整合的であり、また有意であることが認められた。
 - b) 世帯人員に応じた比率の推定
 - 現行の住宅扶助特別基準においては、複数人世帯であるなどやむを得ないと認められる場合には、2～6人世帯では、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準額に1.3を乗じて得た額、7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額の範囲内において必要な額を認定できることとしている。
 - 検証では、住宅・土地統計調査を用いて、世帯人員ごとの家賃水準を単身世帯を1として指数化し、これを現行の複数人世帯等に適用される1.3倍等の数値と比較した。世帯人員ごとの家賃水準については、最低居住面積水準が世帯人員に応じて定められていることから、当該人数に対応する最低居住面積水準を当てはめて試算したところ、単身世帯の住宅扶助特別基準を1としたときの2～6人世帯の指数は、1.06～1.35となった。なお、推定された各世帯人員別の指数の95%予測区間には、現行の指数（2～6人世帯は1.3）が含まれていることが確認された。
 - 2人以上世帯については、現行では、2～6人世帯、7人以上世帯の2つの区分となっており、それぞれの区分に応じて住宅扶助特別基準が設定されているが、生活保護受給世帯の世帯構成が変化し、現在では少人数世帯が大宗を占めていることを踏まえると、2～6人世帯を同一基準としている現行の区分は、実態に即した設定とすることが望まれる。
 一方、住宅扶助特別基準はあくまでも上限額であることから、特に複数人数の世帯については、世帯構成による住宅のニーズの差が大きい（例えば、夫婦2人世帯と、母と年齢の高い男児の世帯など）ことなども踏まえ、柔軟な選択ができるよう留意する必要がある。
- ⑤ 住宅と居住の質に応じた住宅扶助特別基準の設定

- 生活保護受給世帯が居住する民営借家等の実態をみると、最低居住面積水準（設備条件を含む）を満たしていない住宅でも、家賃額が住宅扶助特別基準額以上となっている割合が41%となっている。

また、生活保護受給世帯の居住実態調査によると、近隣同種の住宅等の家賃額と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義が有る世帯は、0.6%とごく一部であるが、確認された。

- 無料低額宿泊所や簡易宿所等については、以下のとおり民営借家と比較して、床面積が狭いにもかかわらず、住宅扶助特別基準以上で家賃額が設定されている割合が高くなっている。

| | 平均床面積 | 家賃額が住宅扶助特別基準（上限額）の1倍以上の割合 |
|---------|-------|---------------------------|
| 無料低額宿泊所 | 9㎡ | 72% |
| 簡易宿所 | 6㎡ | 87% |
| 民営借家 | 30㎡ | 43% |

資料：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査

- 現行の住宅扶助特別基準は上限額の範囲内で必要な家賃額の実費を支給する仕組みであるものの、住宅の質に応じた上限額の設定がないため、居室が著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な住宅で、生活保護受給者の自立の助長に支障をもたらす恐れがあるにもかかわらず、住宅扶助特別基準で家賃額を設定し、不当な利益を得る、いわゆる貧困ビジネスの温床にもなっていると考えられる。

- そのため、より適切な住環境を備えた住宅へ誘導していくという観点から、床面積が狭小な住宅については、床面積に応じた支給額とするなどにより、住宅扶助費の支給額を住宅の質に見合ったものにする必要がある。

その際には、居住の安定の確保に支障が生じるおそれがあることを踏まえて設定し、運用する必要がある。

- 一方、無料低額宿泊所等においては、共同利用のリビングがあったり、在宅での生活を支えるための支援が必要な方に対して、居室の提供のほか利用者に対する見守りや家事援助、服薬のサポートといった生活支援サービスも併せて提供し、当該サービスにかかる人件費などのコストを含めて利用料を設定するほか、実質的に住宅扶助費を当該コストに充当している実態が見受けられる。

住宅扶助の趣旨を踏まえると、生活支援サービスにかかるコストに住宅扶助が充当されることは適切なものとは言えないが、生活支援サービスを提供する無料低額宿泊所等に対して、床面積に応じて減額した住宅扶助特別基準を適用することとした場合、生活支援サービスの提供が困難となり、利用者の自立の助長に支障が生じるおそれがある。

そのため、生活支援サービスを提供する無料低額宿泊所等に入居する世帯については、床面積に基づき、一律に判断するのではなく、提供される生活支援サービスが自立助長の観点から認められるかどうかを勘案し、自立助長

の観点から認められる場合は、生活支援サービスが維持されるような措置を講じることが必要である。

なお、生活支援サービスにかかる人件費等のコストに対応する扶助が、生活保護基準の体系ではない現状においては、生活支援サービスにかかるコストに対して、住宅扶助費が充当されることはやむを得ないと考えられるが、将来的には、生活支援サービスにかかるコストに対応する扶助の仕組みを設けることなども検討することも必要であるとの意見もあった。

⑥ 個別の事情による住宅扶助特別基準の設定

- 現行制度において単身世帯については、車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において住宅扶助特別基準の範囲内では賃貸される実態がない場合は、住宅扶助特別基準の1.3倍額の適用が認められている。(2～6人世帯の場合は、通常、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準の1.3倍額が上限となり、7人以上世帯の場合は、1.56倍額が上限となる。)
- 一方、2人以上世帯については、単身世帯の1.3倍額(7人以上世帯の場合は1.56倍額)以上の住宅扶助特別基準の適用はないが、車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合等、当該額の範囲内では住宅が確保できない場合、更なる措置を講じることについて検討を行うことが必要である。
- また、世帯人員にかかわらず、当該地域において住宅扶助特別基準の範囲内で適切な住宅がない場合であって、さらに障害等により広い居室を必要とする場合は、当該上限額を超える更なる措置を講じることが望ましい。
- なお、今回の検証では、地域は各都道府県の1級地・2級地・3級地別(指定都市、中核市を除く)、各指定都市別、各中核市別に区分して検証を行なったが、当該区分における住宅扶助特別基準の範囲内で、適切な住宅を確保することができない地域が生じることも考えられる。その場合は、上述の措置により、適切な住宅を確保できるよう個別に配慮することが必要である。

4 住宅扶助特別基準の検証結果に関する留意事項

- 厚生労働省において住宅扶助特別基準の見直しを検討する際には、上記3の検証結果を考慮するとともに、以下の点についても留意する必要がある。
- 検証で使用した住宅・土地統計調査のデータは、平成20年10月1日時点のものである。そのため、その直前に起きたリーマンショックや、その後の東日本大震災、さらに平成24年から26年にかけて、いわゆる団塊世代が65歳に達し、大量に退職が起きていることなどに係る影響が平成20年データには反映されていない。したがって、調査後の市場家賃の動向を勘案した上で、住宅扶助特別基準の見直しには十分な注意を払う必要がある。

特に、東日本大震災後に、家賃相場が上昇している地域において、住宅扶助特

別基準の範囲内で適切な住宅を確保可能な水準となるよう十分に留意することが必要である。

- 今回の検証結果を反映させた場合の住宅扶助特別基準が、現行の住宅扶助特別基準から大きく減額となる場合は、生活保護受給世帯の生活の維持に支障が生じることなどが懸念されるため、激変緩和の観点から、減額幅には一定の上限を設けるなどの措置が望まれる。

また、住宅扶助特別基準の見直しについては、当該地域において、市場における住宅の供給状況等を確認した上で検討するべきであり、特に住宅扶助特別基準が減額となる場合には、配慮が必要である。

- 現に民営借家等に入居している生活保護受給世帯については、住宅扶助特別基準の見直しにより、減額が直ちに適用される場合には、当該住宅の貸主が家賃額を値下げしない限り、最低生活の維持に支障が生じるおそれがある。

そのため、契約更新時までは見直し後の住宅扶助特別基準の適用を猶予するなど、適用時期については一定の経過措置を検討する必要がある。

また、貸主の判断による家賃額の値下げが見込めない場合は、見直し後の住宅扶助特別基準の範囲内の家賃額の住宅への転居を可能とすることや、現に入居している住宅に引き続き住み続けることが、当該世帯の自立助長の観点から必要であると認められる場合は、従前の住宅扶助特別基準の適用を認める措置をとることを検討する必要がある。

なお、住宅扶助特別基準の見直しを踏まえて、家賃額を値下げするかどうかは、一義に貸主の判断によるが、そもそも住宅扶助は生活保護受給世帯を経由して最終的には家主に支払われることになる。その意味で、住宅扶助特別基準の見直しは、家主の賃貸住宅経営に直接的に大きく影響する。したがって、厚生労働省及び地方自治体において住宅扶助特別基準の見直しの趣旨等を貸主や貸主から管理を委託されている不動産事業者等に十分に周知し、理解を得るなどの方策をとる必要がある。

5 運用による住宅扶助の適正化

生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策も検討することが必要であり、そのための方策としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 貧困ビジネスの排除

- 生活保護受給世帯が居住する住居が劣悪であり、明らかに不相当であると認められる場合は、より適切な住環境であって住宅扶助特別基準の範囲内の住宅への転居を指導する。

(2) 住宅探しに関する不動産事業者等との協働

- 生活保護受給世帯が保護開始時に住宅を確保する必要がある場合や、転居する必要が生じた場合は、家賃額が住宅扶助特別基準の範囲内の物件を民間の不動産賃貸情報などを活用して情報提供するなどの支援が有用である。必要に応じて福祉事務所が民間の不動産事業者等と協力してこれを行う方策を整える必要がある。

なお、保護受給後に新たに入居しようとする住宅の家賃額が、近隣同種の住宅の家賃額と比較して、合理的な理由なく高額な設定となっていると認められる場合は、適正な家賃額の物件に入居するよう指導する必要がある。

(3) 公的借家の活用

- 公営住宅やUR賃貸住宅については、比較的低廉な家賃等で適切な住環境である住居も多いと考えられることから、福祉事務所においては、これらの住居の空き状況、被保護世帯の生活状況、家族構成等を考慮して必要と認める場合は、住居の確保が必要な生活保護受給世帯に対して、これらの住宅への入居についても選択肢の一つとして提示する。

(4) 居住継続のための生活支援が必要

- 障害者や高齢者で特に単身世帯であることによる入居拒否の実態が一部に見受けられるが、その大きな理由は、身元保証、日常的な見守り、万一の場合の対応懸念である。そうした懸念がリスクプレミアムとして、生活保護受給世帯の家賃に含まれている可能性も否定できない。貸主のそうした不安を払しょくするために、単身の障害者、高齢者等の入居支援から日常的な生活支援まで一貫して行えるような仕組みづくりも今後の課題である。介護保険や医療保険ではこうした支援には対応できず、反面、日常的な支援がないことが、過度な介護や医療需要に結びついている可能性もあり、これらの点を十分に考慮した対応が求められる。

(5) 代理納付制度の活用

- 生活保護受給世帯が家賃を滞納することにより、転居せざるを得ない状況に陥る場合があることや、保証料が家賃額に上乗せされていることにより、家賃額が割高になっているケースも認められることから、代理納付制度の活用をより一層促進することが望まれる。

6 毎年の住宅扶助特別基準の改定方法

- 現行は、都道府県（指定都市、中核市を除く）、指定都市、中核市別に、①前年度基準額、②家賃物価指数の伸びを勘案した額、③生活保護受給世帯の家賃額97%をカバーできる額といった3つの指標を参考として改定を行なっている。
- 近年の地方別の家賃物価指数（持ち家の帰属家賃を除く）の動向をみると、東北地方及び沖縄地方以外の地方では、家賃物価指数が下落している一方で、住宅扶助特別基準はほとんどの自治体で改定されていない。
- 毎年の住宅扶助基準の改定方法については、入居中の家賃は下方硬直性があり、新規入居家賃に比べ、下落しにくい傾向があることも十分踏まえ、検討する必要がある。

Ⅲ 冬季加算の検証

1 冬季加算の概要

- 冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月から3月において、生活扶助を受給している生活保護受給世帯に対して上乗せして

支給されるものである。

- 冬季加算は昭和 26 年に創設され、昭和 40 年代初めは国家公務員の寒冷地手当の設定方法に準じて設定していたが、昭和 49 年度からは生活扶助基準改定率を乗じることにより設定している。
- 世帯人員数別の比率（指数）は、勤労者世帯（年間収入第 1・五分位）の世帯人員別の消費支出額を基礎として、昭和 61 年度に設定されて以降、以下のとおりとなっている。

| | 単身 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 |
|----------------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 冬季加算の世帯人員別比率 (3人世帯：100) | 64.7 | 83.8 | 100.0 | 113.4 | 117.7 |

- 級地間較差については 1 級地－1 から 3 級地－2 までの 6 区分を 4.5% 等差で設定している。
- 地区区分については、平均気温が最も低い月の気温、積雪量、積雪期間、暖房が必要な日数などを総合的に勘案し、都道府県別に 6 区分に指定をしており、昭和 41 年度以降、以下のとおりとなっている。

| | I 区 | II 区 | III 区 | IV 区 | V 区 | VI 区 |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------------|------------|--|-------------|
| 都道府県名 | 北海道 青森県 秋田県 | 岩手県 山形県 新潟県 | 宮城県 福島県 富山県 長野県 | 石川県 福井県 | 栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県 | その他の 都府県 |

- 本部会においては、冬季加算の水準について、生活保護制度の趣旨・目的に照らして妥当なものとなっているか、検証手法について議論を行った上で、検証を行った。

2 冬季加算の検証方法

(1) 検証方針

- 現行の冬季加算が、各地域における一般低所得世帯の消費実態（冬季に増加する支出額）と均衡がとれたものとなっているかという観点から検証を行った。
- 寒冷地における光熱費は、食費や住宅と同様に、必需的費目であり、収入が低いほどその割合が増える傾向がある点も考慮して検証を行う必要がある。

(2) 検証に使ったデータ

家計調査

- 検証では、季節的な特別需要を検証する必要があるため、総務省統計局において毎月の家計収支等を調査している家計調査の個票データを総務省から借り受け、特別集計した結果を用いた。
- なお、調査世帯数は全国で約 9 千世帯であり、各都道府県別に集計した場合は、サンプル数が小さくなる。
- このため、集計区分を基本的に現行の冬季加算地区区分とし、また平成

21年から25年までの5年分を平均した結果により検証した。

- 検証では、年間収入第1・十分位の世帯におけるデータを用いることを基本としたが、サンプル数を確保する観点から、検証内容に応じて第1・五分位や第1～3・五分位のデータも用いて検証した。
- また、家計調査の調査対象市町村には、豪雪地域や山間地域が必ずしも含まれていない[○]という限界があることに留意する必要がある。

(3) 検証方法

- 冬季加算は、冬季に増加する光熱費等の需要に対応するものであるが、念のため冬季にどのような支出費目で増加しているのかを確認した上で、冬季に支出が増加する費目として特定された費目を対象として、以下の検証を進めた。
- 現行の冬季加算は、各都道府県をI区からVI区までの6地域に区分し、基準額を設定しているが、この地域区分が適切なものとなっているか、気象データ、光熱費の冬季増加支出額との関係を比較することにより、検証した。
なお、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）」（以下「省エネ基準」という。）の地域区分との比較も行った。
- 冬季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、寒冷地ではないVI区の年平均支出額を100とする指数が、100を超える月を確認することにより、各地区において冬季に増加する支出費目の支出額が増加する期間を検証した。
- 冬季に増加する支出額を世帯人員別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を世帯人員別に算出することにより、現行の冬季加算の世帯人員別の較差は妥当か検証した。
- 冬季に増加する支出額を級地別に算出し、2級地の冬季増加支出額を100とした場合の指数を算出することにより、現行の冬季加算の級地間の較差が妥当か検証を行った。
- 地区別の冬季加算の水準が妥当なものとなっているか、地区別に一般低所得世帯の冬季増加支出額と冬季加算額を比較することにより検証を行った。
なお、各地区における冬季期間は、上記の検証によって、冬季に支出が増加する期間として特定された期間とし、各地区における実態が反映される形で検証を行った。
また、生活保護受給世帯に多く含まれる属性（住宅の構造：木造・防火木造、住宅の所有関係：民営賃貸住宅（設備専用）、就業人員なし）の世帯における冬季の増加支出額と冬季加算額についても、地区別に比較を行った。
- 冬季加算が、寒冷地等の需要に対応できるものとなっているか、灯油の消費

[○] 家計調査では、都道府県庁所在地及び指定都市、それ以外の人口5万以上の市と5万人未満の市町村の三類型ごとに、それぞれの抽出方法によって、対象世帯を選ぶ。

特に人口5万人未満の市町村は、地方で分けた後、(1)地理的位置（海沿い、山地等）、(2)世帯主の年齢構成を用いて分類されるが、必ず豪雪地域や山間地域が選ばれるとは限らない。

推計額の確認を行った。

3 冬季加算の検証結果

- 各地域における一般低所得世帯の消費実態（季節により増加する費目を特定し、当該費目による支出額）との均衡がとれたものとなっているかという観点から検証を実施した。検証結果は次のとおり。

(1) 冬季に増加する費目

- 家計調査の個票データについて特別集計を行い、冬季（11月、1月、2月及び3月）における平均支出額と年平均の支出額との差がプラスとなる費目を検証した結果、プラスとなった費目は光熱水道（5,372円）、被服及び履物（11円）、交通通信（80円）、教育（教育扶助対象外の費目）（72円）、その他の消費支出（1,540円）であった。

なお、12月において年平均の支出額より多くなっている費目が多い（食料の26,257円など）が、12月の増加需要については、期末一時扶助の対応があるため、冬季に増加する費目を特定するにあたっては、冬季から除外して検証した。

- これらの費目のうち、冬季における支出額と年平均支出額との差について10大費目別にみた場合、統計的に有意なものは、光熱水道のみであり、さらにそのうち、電気代、ガス代、他の光熱（灯油等）に有意性が認められた。
- このため、以下の検証においては、冬季に増加する費目としては光熱費（電気代、ガス代、他の光熱）を使用し行った。

なお、冬季（11月、1月、2月及び3月）の年平均に対する増加額が光熱水道が5,372円となっている一方で、生活扶助相当合計の増加額は61円となっているが、収入が低い世帯では、光熱費は必需費目であるため、節約ができず、他の費目の支出を抑えることにより、やり繰りしていると考えられることから、冬季加算に対応する需要としては、生活扶助全体の冬季増加分をみるのではなく、冬季に増加する費目である光熱費の冬季増加分をみることにした。

(2) 冬季加算に係る地区区分

- 現行の冬季加算に係る地区区分は、各都道府県をI区からVI区までの6地区に区分して指定している。現行の地区区分は、気温や積雪などの気象データ等を勘案して設定されており、昭和41年度以降見直しがされていないことから、現行の地区区分が、近年の気象データや都道府県別の光熱費、冬季増加額との整合性がとれているか確認した。
- 現行の冬季加算地区区分と気象データ（暖房度日、降雪量）との相関係数をみると、相関係数は-0.92となっており、各都道府県別の光熱費冬季増加額との相関係数も-0.83となっていることから、現行の冬季加算の地区区分は、概ね妥当と考えられる。

なお、現行の冬季加算の地区区分のうち、北海道及び沖縄県を別区分とした場合、現行の冬季加算地区区分と気象データや光熱費冬季増加額との相関が向上した。

- 省エネ基準は、住宅のエネルギー消費量を適切に評価するため、市町村別に8区分で地域区分を設定しており、暖房度日を指標として設定しているものであるが、省エネ基準の地区区分と気象データや光熱費冬季増加額との関係も確認した。

省エネ基準の地域区分と気象データ（暖房度日、降雪量）との相関係数をみると、相関係数は-0.88、各都道府県別の光熱費冬季増加額との相関係数は-0.82となっており、現行の冬季加算の地区区分とそれらの相関係数よりも低い結果となった。

- 地区区分は、都道府県別又は市町村別など、きめ細かく検証し設定することも考えられるが、家計調査の調査世帯数を用いて、都道府県別にきめ細かく検証することは困難であることから、概ね妥当であることが確認された現行の冬季加算地区区分に加え、省エネ基準による地域区分も使用し、検証を行った。

(3) 消費支出額が増加する月

- 地区ごとに光熱費が増加する月をみるため、VI区（現行地区区分）又は6地域（省エネ基準）における年平均の光熱費支出額^dを100として、各地区の各月における光熱費支出額の指数を確認した。
- 各地区において、VI区における年平均の光熱費支出額を100とする指数が、100を超える月は以下のとおり。

<現行の地区区分>

| 地区区分 | 光熱費が増加する月 (VI区の年平均100を超える月) |
|------|--------------------------------|
| I区 | 11～5月(7か月) |
| II区 | 11～5月(7か月) |
| III区 | 12～5月(6か月) |
| IV区 | 12～5月(6か月) |
| V区 | 12～4月(5か月) |
| VI区 | 12～4月(5か月) |

<省エネ基準の地域区分>

| 地区区分 | 光熱費が増加する月 (6地域の年平均100を超える月) |
|------|--------------------------------|
| 1地域 | 11～6月(8か月) |
| 2地域 | 11～5月(7か月) |
| 3地域 | 11～5月(7か月) |
| 4地域 | 11～4月(6か月) |
| 5地域 | 12～4月(5か月) |
| 6地域 | 12～4月(5か月) |
| 7地域 | 12～4月(5か月) |
| 8地域 | なし |

- なお、電気料金等の公共料金の支払い月は、実際に電気等を使用した月と1か月程度タイムラグが発生すると考えられるため、実際の電気等の使用月

^d 各地区の年平均の光熱費支出額を100とする指数では、特に冬季増加支出が多く、年平均支出額が高い寒冷地において、月別の増加分が見えにくくなることが確認されたことから、VI区又は6地域における年平均の光熱費支出額を100として算出したもの。

と電気料金等の支払い月は異なる可能性がある。

(4) 冬季加算の世帯人員別の較差

- 現行の冬季加算額の世帯人員別の較差と年間収入第1～3・五分位の世帯における冬季に増加する光熱費支出額の世帯人員別の較差を比較した。
3人世帯を100とした場合の指数でそれぞれの較差をみると、単身世帯、4人世帯、5人世帯における年間収入第1～3・五分位の世帯における光熱費支出額の指数は、現行の冬季加算額の指数より小さくなっている一方、2人世帯の指数は、年間収入第1～3・五分位の世帯における光熱費支出額の指数が現行の冬季加算額より大きくなっている。
- なお、単身世帯における冬季の光熱費増加支出額は、就業あり世帯の4,190円に対し、就業なし世帯は7,827円、高齢者世帯は8,145円となっている。
- 検証結果を踏まえ、冬季加算の世帯人員別較差を見直す際には、生活保護を受給する世帯における単身世帯には、高齢者を含め就業していない者が多いことなども考慮する必要がある。

(5) 冬季加算の級地間較差

- 現行の冬季加算額の級地間較差と年間収入第1～3・五分位の世帯における冬季に増加する光熱費支出額の級地間較差を比較した。
2級地を100とした場合の指数でそれぞれの較差をみると、年間収入第1～3・五分位における光熱費支出額の級地間較差については、現行の冬季加算の級地間較差ほど、較差は認められなかった。また、Ⅱ区、Ⅲ区及びⅤ区における光熱費支出額の指数は、3級地が2級地よりも大きくなっている。
- このため、冬季加算の級地間較差については、縮小又は廃止することが考えられる。

(6) 住宅の状況等による冬季増加支出額の違い

- 冬季に増加する光熱費支出額について、住宅の所有関係別、構造別、築年数等で差が生じるかどうか検証した結果、所有関係別では、持ち家の一戸建てにおける冬季の光熱費支出額の増加額は、賃貸住宅における増加額より多いことが認められた。また、構造別では、木造の住宅における冬季の光熱費支出額の増加額は、鉄骨・鉄筋コンクリート造における増加額よりも多いことが認められた。なお、建築時期別や就業人員の有無別では、大きな違いは認められなかった。

(7) 冬季加算額の水準の検証

- 一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額と冬季加算額の比較を地区別に行った。
なお、生活扶助基準の検証と同様に、年間収入階級の第1・十分位の世帯との比較を基本とするが、第1・十分位の数値が特異なものとなっていない

か確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位の数値も集計した。

- 比較は、2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合と、2人以上の低所得世帯のうち、生活保護受給世帯に多く含まれると考えられる属性(※)の世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合の2種類の比較を行った。また、地区区分については、現行の冬季加算の区分と省エネ基準の地域区分の2種類で比較を行った。

(※) 住宅の構造：木造・防火木造、住宅の所有関係：民営の賃貸住宅、就業の有無：就業人員なし

- その結果は、別紙3のとおりであるが、2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費増加支出額と冬季加算額を比較した場合、現行の冬季加算の地区区分では、I区を含む大部分の地区において、低所得世帯における光熱費増加支出額が冬季加算額を下回っていた。また、省エネ基準の地域区分で比較した場合でも、ほぼ同様の傾向が認められた。

なお、I区の冬季増加光熱費(1か月あたり)の額を年間収入分位別にみると、第1・十分位が9,483円、第1・五分位が9,889円、第1～3・五分位が10,988円となっており、年間収入分位によって冬季増加光熱費の額に大きな差がないことから、光熱費が節約の余地が少ない必需費目であることが確認できた。

- また、生活保護受給世帯に多く含まれると考えられる属性の世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合においても、現行の冬季加算の地区区分で比較した場合及び省エネ基準の地域区分で比較した場合の双方で、大部分の地区において、低所得世帯における光熱費増加支出額が冬季加算額を下回っていることが認められた。

なお、検証結果を踏まえて冬季加算額の見直しを行う際には、生活保護受給世帯に多く含まれると考えられる属性の世帯に限定した集計結果は、調査世帯数が少ない地区もあることに留意が必要である。

(8) 灯油消費推計額の確認

冬季加算が、寒冷地等における灯油消費額の冬季増加分を賄えるものとなっているか、灯油消費実態調査により把握される各地域の灯油消費量と灯油価格を用いて、灯油消費額の冬季増加分を確認した。

| 都道府県 | 灯油消費額推計(月額)(冬季(11月～3月)増加分) | | | | |
|------|----------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 平均(A) | 木造一戸建て (A)×109.3% | 木造共同住宅 (A)×70.1% | 鉄筋造り一戸建て (A)×77.9% | 鉄筋造り共同住宅 (A)×32.5% |
| 北海道 | 15,723 | 17,187 | 11,017 | 12,254 | 5,104 |
| 青森県 | 15,289 | 16,712 | 10,713 | 11,916 | 4,964 |
| 秋田県 | 9,718 | 10,623 | 6,809 | 7,574 | 3,155 |
| 岩手県 | 11,059 | 12,089 | 7,749 | 8,619 | 3,590 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 山形県 | 11,542 | 12,617 | 8,087 | 8,996 | 3,747 |
| 新潟県 | 9,533 | 10,421 | 6,680 | 7,430 | 3,095 |
| 宮城県 | 9,601 | 10,495 | 6,727 | 7,483 | 3,117 |
| 福島県 | 7,994 | 8,738 | 5,601 | 6,230 | 2,595 |
| 富山県 | 8,892 | 9,720 | 6,230 | 6,930 | 2,887 |
| 長野県 | 9,140 | 9,991 | 6,404 | 7,124 | 2,967 |
| 石川県 | 8,232 | 8,998 | 5,768 | 6,416 | 2,673 |
| 福井県 | 8,779 | 9,596 | 6,151 | 6,842 | 2,850 |
| 栃木県 | 5,461 | 5,969 | 3,826 | 4,256 | 1,773 |
| 山梨県 | 5,727 | 6,260 | 4,013 | 4,464 | 1,859 |
| 岐阜県 | 7,273 | 7,950 | 5,096 | 5,668 | 2,361 |
| 鳥取県 | 5,876 | 6,423 | 4,117 | 4,580 | 1,908 |
| 島根県 | 6,847 | 7,484 | 4,798 | 5,336 | 2,223 |

資料：平成 18 年度灯油消費実態調査（石油情報センター）による灯油使用量及び石油製品価格調査（資源エネルギー庁）のデータをもとに厚生労働省において推計

4 冬季加算の検証結果に関する留意事項

- 今後、厚生労働省において冬季加算の見直しを検討する際には、上記 3 の検証結果・評価を考慮するとともに、以下の点についても留意する必要がある。
- 今回の検証に使用した家計調査データについては、平成 21 年～平成 25 年のものであることから、これ以降の光熱費の物価の動向等についても考慮する必要がある。
- また、家計調査データの調査対象地域には、豪雪地域や山間地域が必ずしも含まれていないことにも留意が必要である。
- また、傷病・障害等により、常時在宅しており、暖房にかかる費用が一般的な世帯より多くかかる特別な事情がある場合に、必要な暖房費用が賄えないことがないよう、必要最小限度の額を別途設定できる仕組みも検討することが必要である。
- 今回の冬季加算の見直しに合わせ、光熱費以外で冬季に増加需要があると考えられる除雪費用への対応や保護開始時における暖房器具を有していない場合の購入費用へのより手厚い対応等についても検討が必要と考えられる。

IV その他

- 本部会においては、平成 26 年 5 月に開催した第 17 回より、有子世帯の扶助・加算についても論点や検証手法について議論を進めてきたが、今回は時間的制約等もあり、一定の整理をするまでには至らなかった。

今後も引き続き本部会において、政府として取り組んでいる子どもの貧困対策を踏まえつつ、議論を重ねていく必要がある。

最低水準を満たす民営借家等の家賃額と住宅扶助特別基準の比較について

- 単身世帯における民営借家又はUR賃貸住宅であって、住生活基本計画に定める最低居住面積水準及び設備条件を満たす住宅（生活保護受給世帯の住宅を除く）の家賃額の5パーセント値～25パーセント値を推計し、住宅扶助特別基準（上限額）との比較を行った。
- 住宅・土地統計調査の調査対象には、生活保護受給世帯が含まれるため、生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を用いて、生活保護受給世帯を除いた場合の家賃額5パーセント値～25パーセント値を推計した。

単身・民営借家+UR賃貸・1級地

| | 特別基準額 (A) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の5パーセント値 (B) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の10パーセント値 (C) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の13パーセント値 (D) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の15パーセント値 (E) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の20パーセント値 (F) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の25パーセント値 (G) | (B)-(A) | (C)-(A) | (D)-(A) | (E)-(A) | (F)-(A) | (G)-(A) |
|------|--------------|---|--|--|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北海道 | 29,000 | 30,000 | 32,000 | 32,055 | 32,055 | 35,000 | 35,000 | 1,000 | 3,000 | 3,055 | 3,055 | 6,000 | 6,000 |
| 埼玉県 | 47,700 | 40,000 | 45,000 | 49,000 | 50,000 | 51,900 | 55,000 | -7,700 | -2,700 | 1,300 | 2,300 | 4,200 | 7,300 |
| 千葉県 | 46,000 | 36,000 | 44,850 | 48,000 | 50,000 | 51,010 | 54,000 | -10,000 | -1,150 | 2,000 | 4,000 | 5,010 | 8,000 |
| 東京都 | 53,700 | 41,000 | 50,000 | 55,000 | 56,000 | 60,000 | 63,000 | -12,700 | -3,700 | 1,300 | 2,300 | 6,300 | 9,300 |
| 神奈川県 | 46,000 | 36,000 | 40,000 | 42,500 | 44,000 | 46,000 | 50,000 | -10,000 | -6,000 | -3,500 | -2,000 | 0 | 4,000 |
| 京都府 | 41,000 | 35,000 | 40,000 | 41,000 | 41,000 | 42,000 | 45,000 | -6,000 | -1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 4,000 |
| 大阪府 | 42,000 | 32,000 | 38,600 | 40,000 | 41,000 | 45,000 | 46,000 | -10,000 | -3,400 | -2,000 | -1,000 | 3,000 | 4,000 |
| 兵庫県 | 42,500 | 29,000 | 38,200 | 40,720 | 43,670 | 45,000 | 49,000 | -13,500 | -4,300 | -1,780 | 1,170 | 2,500 | 6,500 |
| 広島県 | 35,000 | 26,700 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 36,000 | 41,200 | -8,300 | -6,000 | -5,000 | -5,000 | 1,000 | 6,200 |
| 最大値 | 53,700 | 41,000 | 50,000 | 55,000 | 56,000 | 60,000 | 63,000 | 1,000 | 3,000 | 3,055 | 4,000 | 6,300 | 9,300 |
| 最小値 | 29,000 | 26,700 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 35,000 | -13,500 | -6,000 | -5,000 | -5,000 | 0 | 4,000 |

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

(注) 特別基準額、級地、指定都市及び中核市の別は、平成26年度のものである(以下の表において同じ)。

※ 住宅・土地統計調査における最低居住面積水準の定義

◇最低居住面積水準

二人以上の世帯で、床面積の合計(延べ面積)が次の算式以上を確保している。

10平方メートル×世帯人員+10平方メートル(注1、注2)

単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。

(1) 29歳以下の単身世帯で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上

(2) 29歳以下の単身世帯で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上

(3) 30歳以上の単身世帯で、床面積の合計(延べ面積)が「25平方メートル」以上

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これら

により算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員(注1の適用がある場合には適用後の世帯人員)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

◇水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

最低居住面積水準以上の世帯であって、専用の台所、水洗トイレ、浴室、洗面所のいずれの設備もある世帯。

単身・民営借家＋UR賃貸・2級地

| | 特別基準額 (A) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の5パーセント値 (B) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の10パーセント値 (C) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の13パーセント値 (D) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の15パーセント値 (E) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の20パーセント値 (F) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の25パーセント値 (G) | (B)－(A) | (C)－(A) | (D)－(A) | (E)－(A) | (F)－(A) | (G)－(A) |
|------|--------------|---|--|--|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北海道 | 29,000 | 31,500 | 35,000 | 36,000 | 36,700 | 40,000 | 40,000 | 2,500 | 6,000 | 7,000 | 7,700 | 11,000 | 11,000 |
| 宮城県 | 35,000 | 32,000 | 36,520 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 43,000 | -3,000 | 1,520 | 3,000 | 5,000 | 5,000 | 8,000 |
| 山形県 | 31,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 39,000 | -1,000 | 1,000 | 4,000 | 4,000 | 7,000 | 8,000 |
| 福島県 | 31,000 | 29,000 | 35,000 | 36,000 | 36,300 | 38,000 | 40,000 | -2,000 | 4,000 | 5,000 | 5,300 | 7,000 | 9,000 |
| 茨城県 | 35,400 | 30,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -5,400 | -400 | 1,600 | 2,600 | 4,600 | 6,600 |
| 栃木県 | 32,000 | 30,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | -2,000 | 3,000 | 4,000 | 6,000 | 8,000 | 8,000 |
| 群馬県 | 34,200 | 23,000 | 25,000 | 30,000 | 33,210 | 35,000 | 35,000 | -11,200 | -9,200 | -4,200 | -990 | 800 | 800 |
| 埼玉県 | 47,700 | 34,000 | 38,100 | 40,000 | 40,000 | 42,500 | 45,000 | -13,700 | -9,600 | -7,700 | -7,700 | -5,200 | -2,700 |
| 千葉県 | 46,000 | 30,000 | 37,000 | 38,000 | 39,000 | 42,000 | 45,000 | -16,000 | -9,000 | -8,000 | -7,000 | -4,000 | -1,000 |
| 東京都 | 53,700 | 34,000 | 41,000 | 42,600 | 46,000 | 50,000 | 51,000 | -19,700 | -12,700 | -11,100 | -7,700 | -3,700 | -2,700 |
| 神奈川県 | 46,000 | 34,600 | 40,000 | 42,000 | 45,000 | 50,000 | 53,000 | -11,400 | -6,000 | -4,000 | -1,000 | 4,000 | 7,000 |
| 新潟県 | 31,800 | 17,400 | 30,000 | 30,000 | 33,000 | 37,000 | 39,000 | -14,400 | -1,800 | -1,800 | 1,200 | 5,200 | 7,200 |
| 富山県 | 30,000 | 26,075 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -3,925 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 8,000 | 10,000 |
| 石川県 | 33,100 | 8,800 | 20,000 | 30,000 | 30,000 | 38,000 | 40,000 | -24,300 | -13,100 | -3,100 | -3,100 | 4,900 | 6,900 |
| 福井県 | 32,000 | 30,000 | 34,000 | 37,000 | 37,000 | 40,000 | 40,400 | -2,000 | 2,000 | 5,000 | 5,000 | 8,000 | 8,400 |
| 山梨県 | 28,400 | 35,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | 40,000 | 41,000 | 6,600 | 9,600 | 10,600 | 11,600 | 11,600 | 12,600 |
| 長野県 | 37,600 | 30,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 43,000 | -7,600 | -2,600 | -1,600 | 400 | 2,400 | 5,400 |
| 岐阜県 | 32,200 | 18,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -14,200 | -2,200 | 800 | 2,800 | 5,800 | 7,800 |
| 静岡県 | 37,000 | 28,200 | 40,000 | 43,000 | 45,000 | 46,710 | 49,000 | -8,800 | 3,000 | 6,000 | 8,000 | 9,710 | 12,000 |
| 愛知県 | 37,000 | 33,300 | 39,000 | 40,000 | 41,000 | 44,000 | 46,000 | -3,700 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 7,000 | 9,000 |
| 三重県 | 35,200 | 30,000 | 33,000 | 39,500 | 40,000 | 42,000 | 45,000 | -5,200 | -2,200 | 4,300 | 4,800 | 6,800 | 9,800 |
| 滋賀県 | 41,000 | 35,000 | 40,000 | 43,000 | 44,000 | 48,000 | 48,500 | -6,000 | -1,000 | 2,000 | 3,000 | 7,000 | 7,500 |
| 京都府 | 41,000 | 28,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | 39,000 | 40,400 | -13,000 | -6,000 | -5,000 | -3,000 | -2,000 | -600 |
| 大阪府 | 42,000 | 25,000 | 28,250 | 29,000 | 30,000 | 31,700 | 37,000 | -17,000 | -13,750 | -13,000 | -12,000 | -10,300 | -5,000 |
| 兵庫県 | 42,500 | 30,000 | 37,000 | 40,000 | 40,000 | 44,000 | 45,000 | -12,500 | -5,500 | -2,500 | -2,500 | 1,500 | 2,500 |
| 奈良県 | 40,000 | 5,900 | 26,000 | 32,000 | 32,000 | 35,000 | 36,000 | -34,100 | -14,000 | -8,000 | -8,000 | -5,000 | -4,000 |
| 鳥取県 | 36,000 | 25,000 | 27,000 | 28,000 | 29,000 | 30,000 | 33,000 | -11,000 | -9,000 | -8,000 | -7,000 | -6,000 | -3,000 |
| 島根県 | 35,000 | 23,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -12,000 | -3,000 | 0 | 0 | 3,000 | 5,000 |
| 岡山県 | 34,800 | 15,000 | 21,000 | 22,000 | 23,000 | 40,000 | 40,000 | -19,800 | -13,800 | -12,800 | -11,800 | 5,200 | 5,200 |
| 広島県 | 35,000 | 18,900 | 32,200 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -16,100 | -2,800 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 7,000 |
| 山口県 | 31,000 | 27,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | -4,000 | -1,000 | 2,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 |
| 徳島県 | 29,000 | 28,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 40,500 | -1,000 | 6,000 | 8,000 | 9,000 | 11,000 | 11,500 |
| 福岡県 | 32,000 | 30,000 | 35,000 | 36,000 | 37,000 | 39,200 | 40,000 | -2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 7,200 | 8,000 |
| 佐賀県 | 30,300 | 32,000 | 35,000 | 35,600 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 1,700 | 4,700 | 5,300 | 5,700 | 7,700 | 9,700 |
| 長崎県 | 29,000 | 25,000 | 27,000 | 27,950 | 28,000 | 30,000 | 32,000 | -4,000 | -2,000 | -1,050 | -1,000 | 1,000 | 3,000 |
| 熊本県 | 30,200 | 25,000 | 31,630 | 36,000 | 36,000 | 38,000 | 38,000 | -5,200 | 1,430 | 5,800 | 5,800 | 7,800 | 7,800 |
| 大分県 | 27,500 | 30,000 | 33,900 | 35,000 | 35,000 | 35,200 | 37,000 | 2,500 | 6,400 | 7,500 | 7,500 | 7,700 | 9,500 |
| 最大値 | 53,700 | 35,000 | 41,000 | 43,000 | 46,000 | 50,000 | 53,000 | 6,600 | 9,600 | 10,600 | 11,600 | 11,600 | 12,600 |
| 最小値 | 27,500 | 5,900 | 20,000 | 22,000 | 23,000 | 30,000 | 32,000 | -34,100 | -14,000 | -13,000 | -12,000 | -10,300 | -5,000 |

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

単身・民営借家+UR賃貸・3級地

| | 特別基準額 (A) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の5パー セントアル値 (B) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の10 パーセント アル値(C) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の13 パーセント アル値(D) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の15 パーセント アル値(E) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の20 パーセント アル値(F) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の25 パーセント アル値(G) | (B)-(A) | (C)-(A) | (D)-(A) | (E)-(A) | (F)-(A) | (G)-(A) |
|------|--------------|---|--|--|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北海道 | 24,000 | 15,000 | 30,000 | 30,800 | 33,000 | 35,000 | 37,000 | -9,000 | 6,000 | 6,800 | 9,000 | 11,000 | 13,000 |
| 青森県 | 23,100 | 25,000 | 30,000 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | 38,000 | 1,900 | 6,900 | 6,900 | 10,900 | 11,900 | 14,900 |
| 岩手県 | 25,000 | 23,000 | 32,000 | 33,000 | 35,000 | 37,000 | 39,000 | -2,000 | 7,000 | 8,000 | 10,000 | 12,000 | 14,000 |
| 宮城県 | 28,000 | 30,000 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 2,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 10,000 | 12,000 |
| 秋田県 | 28,000 | 21,000 | 35,000 | 37,000 | 37,500 | 39,000 | 40,000 | -7,000 | 7,000 | 9,000 | 9,500 | 11,000 | 12,000 |
| 山形県 | 28,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 2,000 | 5,000 | 7,000 | 7,000 | 10,000 | 12,000 |
| 福島県 | 29,000 | 15,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -14,000 | 1,000 | 4,000 | 6,000 | 9,000 | 11,000 |
| 茨城県 | 35,400 | 25,000 | 32,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 43,000 | -10,400 | -3,400 | -400 | 2,600 | 4,600 | 7,600 |
| 栃木県 | 32,200 | 30,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 43,000 | -2,200 | 3,800 | 5,800 | 7,800 | 7,800 | 10,800 |
| 群馬県 | 30,700 | 28,000 | 33,000 | 36,000 | 37,000 | 40,000 | 41,000 | -2,700 | 2,300 | 5,300 | 6,300 | 9,300 | 10,300 |
| 埼玉県 | 41,500 | 29,000 | 33,000 | 35,000 | 35,400 | 38,000 | 40,000 | -12,500 | -8,500 | -6,500 | -6,100 | -3,500 | -1,500 |
| 千葉県 | 37,200 | 30,000 | 35,000 | 39,000 | 40,000 | 40,000 | 43,000 | -7,200 | -2,200 | 1,800 | 2,800 | 2,800 | 5,800 |
| 東京都 | 40,900 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 神奈川県 | 43,000 | 17,000 | 20,000 | 21,000 | 21,200 | 38,000 | 48,000 | -26,000 | -23,000 | -22,000 | -21,800 | -5,000 | 5,000 |
| 新潟県 | 28,000 | 25,000 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | 40,000 | 40,000 | -3,000 | 2,000 | 6,000 | 7,000 | 12,000 | 12,000 |
| 富山県 | 21,300 | 15,000 | 16,000 | 22,340 | 27,000 | 35,000 | 36,000 | -6,300 | -5,300 | 1,040 | 5,700 | 13,700 | 14,700 |
| 石川県 | 31,000 | 23,000 | 31,000 | 33,000 | 34,000 | 35,000 | 37,000 | -8,000 | 0 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 6,000 |
| 福井県 | 24,600 | 19,000 | 30,000 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 43,000 | -5,600 | 5,400 | 6,400 | 10,400 | 15,400 | 18,400 |
| 山梨県 | 28,400 | 23,500 | 35,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | 43,000 | -4,900 | 6,600 | 9,600 | 10,600 | 11,600 | 14,600 |
| 長野県 | 31,800 | 22,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -9,800 | 3,200 | 3,200 | 6,200 | 8,200 | 10,200 |
| 岐阜県 | 29,000 | 20,500 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -8,500 | 1,000 | 5,000 | 6,000 | 9,000 | 11,000 |
| 静岡県 | 37,200 | 35,000 | 40,000 | 41,000 | 42,000 | 45,000 | 46,000 | -2,200 | 2,800 | 3,800 | 4,800 | 7,800 | 8,800 |
| 愛知県 | 36,000 | 30,000 | 35,000 | 38,600 | 40,000 | 41,500 | 44,000 | -6,000 | -1,000 | 2,600 | 4,000 | 5,500 | 8,000 |
| 三重県 | 33,400 | 21,450 | 31,000 | 36,000 | 39,500 | 40,000 | 44,000 | -11,950 | -2,400 | 2,600 | 6,100 | 6,600 | 10,600 |
| 滋賀県 | 39,000 | 20,000 | 28,000 | 36,000 | 40,000 | 42,000 | 45,000 | -19,000 | -11,000 | -3,000 | 1,000 | 3,000 | 6,000 |
| 京都府 | 38,200 | 30,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -8,200 | -3,200 | -1,200 | -200 | 1,800 | 3,800 |
| 大阪府 | 30,800 | 13,000 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | -17,800 | -1,800 | -800 | -800 | 2,200 | 4,200 |
| 兵庫県 | 32,300 | 18,000 | 29,000 | 30,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -14,300 | -3,300 | -2,300 | 2,700 | 5,700 | 7,700 |
| 奈良県 | 35,700 | 17,000 | 30,000 | 33,200 | 34,900 | 38,000 | 40,000 | -18,700 | -5,700 | -2,500 | -800 | 2,300 | 4,300 |
| 和歌山県 | 29,800 | 10,000 | 27,000 | 33,000 | 35,000 | 36,000 | 39,000 | -19,800 | -2,800 | 3,200 | 5,200 | 6,200 | 9,200 |
| 鳥取県 | 34,000 | 25,000 | 37,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | 43,000 | -9,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 9,000 |
| 島根県 | 28,200 | 15,000 | 25,150 | 26,000 | 30,000 | 33,000 | 37,000 | -13,200 | -3,050 | -2,200 | 1,800 | 4,800 | 8,800 |
| 岡山県 | 30,000 | 24,000 | 30,000 | 32,000 | 33,000 | 35,000 | 37,000 | -6,000 | 0 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 7,000 |
| 広島県 | 33,000 | 26,000 | 32,000 | 33,000 | 35,000 | 35,000 | 37,000 | -7,000 | -1,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 4,000 |
| 山口県 | 28,200 | 17,000 | 21,910 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 38,000 | -11,200 | -6,290 | 1,800 | 1,800 | 6,800 | 9,800 |
| 徳島県 | 28,000 | 10,000 | 21,600 | 30,000 | 32,000 | 37,000 | 40,000 | -18,000 | -6,400 | 2,000 | 4,000 | 9,000 | 12,000 |
| 香川県 | 33,000 | 20,000 | 25,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | -13,000 | -8,000 | -3,000 | -3,000 | -1,000 | 2,000 |
| 愛媛県 | 27,000 | 20,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | -7,000 | 3,000 | 6,000 | 8,000 | 9,000 | 11,000 |
| 高知県 | 26,000 | 20,000 | 28,828 | 30,000 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | -6,000 | 2,828 | 4,000 | 4,000 | 8,000 | 9,000 |
| 福岡県 | 26,500 | 23,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -3,500 | 3,500 | 6,500 | 8,500 | 11,500 | 13,500 |
| 佐賀県 | 28,200 | 25,000 | 28,000 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | 38,000 | -3,200 | -200 | 1,800 | 5,800 | 6,800 | 9,800 |
| 長崎県 | 28,000 | 20,000 | 30,000 | 33,000 | 34,000 | 36,000 | 38,000 | -8,000 | 2,000 | 5,000 | 6,000 | 8,000 | 10,000 |
| 熊本県 | 26,200 | 26,000 | 32,000 | 34,000 | 35,000 | 36,000 | 39,000 | -200 | 5,800 | 7,800 | 8,800 | 9,800 | 12,800 |
| 大分県 | 26,600 | 18,000 | 25,000 | 28,000 | 30,000 | 30,000 | 33,000 | -8,600 | -1,600 | 1,400 | 3,400 | 3,400 | 6,400 |
| 宮崎県 | 23,000 | 25,000 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | 2,000 | 6,000 | 7,000 | 7,000 | 9,000 | 12,000 |
| 鹿児島県 | 24,200 | 5,000 | 20,000 | 25,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | -19,200 | -4,200 | 800 | 5,800 | 7,800 | 10,800 |
| 沖縄県 | 30,800 | 20,000 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | -10,800 | -1,800 | -800 | -800 | 1,200 | 4,200 |
| 最大値 | 43,000 | 35,000 | 40,000 | 41,000 | 42,000 | 45,000 | 48,000 | 2,000 | 7,000 | 9,600 | 10,900 | 15,400 | 18,400 |
| 最小値 | 21,300 | 5,000 | 16,000 | 21,000 | 21,200 | 30,000 | 33,000 | -26,000 | -23,000 | -22,000 | -21,800 | -5,000 | -1,500 |

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

単身・民営借家＋UR賃貸・指定都市

| | 特別基準額 (A) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の5パーセント値 (B) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の10パーセント値 (C) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の13パーセント値 (D) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の15パーセント値 (E) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の20パーセント値 (F) | 最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の25パーセント値 (G) | (B)－(A) | (C)－(A) | (D)－(A) | (E)－(A) | (F)－(A) | (G)－(A) |
|-------|--------------|---|--|--|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 札幌市 | 36,000 | 31,000 | 35,000 | 39,000 | 40,000 | 41,290 | 43,000 | -5,000 | -1,000 | 3,000 | 4,000 | 5,290 | 7,000 |
| 仙台市 | 37,000 | 33,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 43,000 | 45,000 | -4,000 | 1,000 | 3,000 | 3,000 | 6,000 | 8,000 |
| さいたま市 | 47,700 | 38,000 | 43,000 | 45,000 | 46,000 | 50,000 | 52,000 | -9,700 | -4,700 | -2,700 | -1,700 | 2,300 | 4,300 |
| 千葉市 | 45,000 | 34,000 | 39,000 | 40,000 | 40,930 | 43,400 | 47,000 | -11,000 | -6,000 | -5,000 | -4,070 | -1,600 | 2,000 |
| 横浜市 | 53,700 | 43,000 | 50,000 | 53,000 | 54,000 | 57,200 | 60,000 | -10,700 | -3,700 | -700 | 300 | 3,500 | 6,300 |
| 川崎市 | 53,700 | 45,000 | 52,000 | 55,000 | 57,000 | 60,000 | 63,000 | -8,700 | -1,700 | 1,300 | 3,300 | 6,300 | 9,300 |
| 相模原市 | 46,000 | 36,000 | 40,000 | 40,000 | 41,000 | 45,000 | 49,000 | -10,000 | -6,000 | -6,000 | -5,000 | -1,000 | 3,000 |
| 新潟市 | 35,500 | 30,000 | 35,000 | 37,600 | 38,000 | 40,000 | 41,000 | -5,500 | -500 | 2,100 | 2,500 | 4,500 | 5,500 |
| 静岡市 | 39,000 | 35,000 | 40,000 | 40,350 | 42,000 | 45,000 | 46,000 | -4,000 | 1,000 | 1,350 | 3,000 | 6,000 | 7,000 |
| 浜松市 | 37,700 | 34,000 | 40,000 | 40,000 | 40,350 | 42,000 | 44,500 | -3,700 | 2,300 | 2,300 | 2,650 | 4,300 | 6,800 |
| 名古屋市 | 35,800 | 35,000 | 40,000 | 43,000 | 44,800 | 47,000 | 50,000 | -800 | 4,200 | 7,200 | 9,000 | 11,200 | 14,200 |
| 京都市 | 42,500 | 32,000 | 37,000 | 39,000 | 40,000 | 42,260 | 45,000 | -10,500 | -5,500 | -3,500 | -2,500 | -240 | 2,500 |
| 大阪市 | 42,000 | 33,000 | 39,000 | 40,000 | 43,200 | 47,000 | 50,000 | -9,000 | -3,000 | -2,000 | 1,200 | 5,000 | 8,000 |
| 堺市 | 40,000 | 29,500 | 33,400 | 35,000 | 36,030 | 37,500 | 40,000 | -10,500 | -6,600 | -5,000 | -3,970 | -2,500 | 0 |
| 神戸市 | 42,500 | 31,000 | 36,800 | 40,000 | 40,000 | 44,400 | 46,000 | -11,500 | -5,700 | -2,500 | -2,500 | 1,900 | 3,500 |
| 岡山市 | 37,000 | 30,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -7,000 | -2,000 | 0 | 1,000 | 3,000 | 5,000 |
| 広島市 | 42,000 | 32,000 | 35,000 | 38,000 | 39,200 | 40,000 | 43,367 | -10,000 | -7,000 | -4,000 | -2,800 | -2,000 | 1,367 |
| 北九州市 | 31,500 | 20,000 | 28,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | -11,500 | -3,500 | -1,500 | -1,500 | 500 | 3,500 |
| 福岡市 | 37,000 | 30,000 | 35,000 | 36,700 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -7,000 | -2,000 | -300 | 1,000 | 3,000 | 5,000 |
| 熊本市 | 31,100 | 26,670 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | -4,430 | -1,100 | 1,900 | 3,900 | 4,900 | 6,900 |
| 最大値 | 53,700 | 45,000 | 52,000 | 55,000 | 57,000 | 60,000 | 63,000 | -800 | 4,200 | 7,200 | 9,000 | 11,200 | 14,200 |
| 最小値 | 31,100 | 20,000 | 28,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | -11,500 | -7,000 | -6,000 | -5,000 | -2,500 | 0 |

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

単身・民営借家+UR賃貸・中核市

| | 特別基準額 (A) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の5パー セントアル値 (B) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の10 パーセント アル値(C) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の13 パーセント アル値(D) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の15 パーセント アル値(E) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の20 パーセント アル値(F) | 最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅(※)の 家賃の25 パーセント アル値(G) | (B)-(A) | (C)-(A) | (D)-(A) | (E)-(A) | (F)-(A) | (G)-(A) |
|------|--------------|---|--|--|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 函館市 | 29,000 | 19,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | -10,000 | 6,000 | 9,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| 旭川市 | 28,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 2,000 | 4,000 | 7,000 | 7,000 | 10,000 | 12,000 |
| 青森市 | 31,000 | 20,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | -11,000 | 1,000 | 4,000 | 4,000 | 7,000 | 9,000 |
| 盛岡市 | 31,000 | 33,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 43,000 | 46,000 | 2,000 | 7,000 | 9,000 | 9,000 | 12,000 | 15,000 |
| 秋田市 | 31,000 | 32,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | 1,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 11,000 |
| 郡山市 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 37,000 | 39,000 | 40,000 | 42,000 | 0 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 10,000 | 12,000 |
| いわき市 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 35,000 | 36,000 | 40,000 | 40,000 | 0 | 5,000 | 5,000 | 6,000 | 10,000 | 10,000 |
| 宇都宮市 | 38,100 | 35,000 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 42,000 | 43,000 | -3,100 | -100 | 1,900 | 1,900 | 3,900 | 4,900 |
| 前橋市 | 34,200 | 30,000 | 36,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | 42,000 | -4,200 | 1,800 | 3,800 | 4,800 | 5,800 | 7,800 |
| 高崎市 | 34,200 | 30,000 | 35,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | 43,000 | -4,200 | 800 | 3,800 | 4,800 | 5,800 | 8,800 |
| 川越市 | 47,000 | 30,000 | 36,000 | 37,000 | 41,000 | 44,731 | 48,000 | -17,000 | -11,000 | -10,000 | -6,000 | -2,269 | 1,000 |
| 船橋市 | 46,000 | 34,000 | 40,000 | 42,000 | 44,000 | 50,000 | 52,100 | -12,000 | -6,000 | -4,000 | -2,000 | 4,000 | 6,100 |
| 柏市 | 45,000 | 30,000 | 36,000 | 39,000 | 40,490 | 43,000 | 48,000 | -15,000 | -9,000 | -6,000 | -4,510 | -2,000 | 3,000 |
| 横須賀市 | 46,000 | 30,000 | 42,000 | 45,000 | 49,000 | 50,000 | 52,800 | -16,000 | -4,000 | -1,000 | 3,000 | 4,000 | 6,800 |
| 富山市 | 30,000 | 30,000 | 34,000 | 36,000 | 37,000 | 38,890 | 40,000 | 0 | 4,000 | 6,000 | 7,000 | 8,890 | 10,000 |
| 金沢市 | 34,000 | 30,000 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 40,000 | 40,000 | -4,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 6,000 | 6,000 |
| 長野市 | 37,600 | 28,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | -9,600 | -2,600 | -600 | 400 | 2,400 | 4,400 |
| 岐阜市 | 32,000 | 28,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 37,000 | 40,000 | -4,000 | 0 | 3,000 | 3,000 | 5,000 | 8,000 |
| 豊橋市 | 38,000 | 31,000 | 35,000 | 36,000 | 37,000 | 40,000 | 42,000 | -7,000 | -3,000 | -2,000 | -1,000 | 2,000 | 4,000 |
| 岡崎市 | 37,000 | 35,800 | 41,000 | 42,000 | 43,000 | 45,000 | 47,000 | -1,200 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 8,000 | 10,000 |
| 豊田市 | 37,400 | 39,000 | 42,000 | 44,000 | 45,000 | 47,000 | 50,000 | 1,600 | 4,600 | 6,600 | 7,600 | 9,600 | 12,600 |
| 大津市 | 41,000 | 33,500 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | 42,500 | 45,000 | -7,500 | -3,000 | -1,000 | -1,000 | 1,500 | 4,000 |
| 枚方市 | 42,000 | 30,000 | 32,000 | 34,000 | 36,000 | 40,300 | 44,000 | -12,000 | -10,000 | -8,000 | -6,000 | -1,700 | 2,000 |
| 豊中市 | 42,000 | 40,000 | 45,000 | 47,000 | 48,000 | 50,000 | 50,850 | -2,000 | 3,000 | 5,000 | 6,000 | 8,000 | 8,850 |
| 高槻市 | 42,000 | 33,000 | 40,000 | 40,000 | 42,000 | 45,000 | 46,000 | -9,000 | -2,000 | -2,000 | 0 | 3,000 | 4,000 |
| 東大阪市 | 42,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 36,000 | 40,000 | 45,000 | -12,000 | -9,000 | -7,000 | -6,000 | -2,000 | 3,000 |
| 姫路市 | 40,000 | 32,000 | 38,000 | 39,140 | 40,000 | 40,000 | 44,000 | -8,000 | -2,000 | -860 | 0 | 0 | 4,000 |
| 尼崎市 | 42,500 | 35,000 | 40,000 | 47,000 | 50,000 | 53,000 | 55,000 | -7,500 | -2,500 | 4,500 | 7,500 | 10,500 | 12,500 |
| 西宮市 | 42,500 | 39,000 | 42,000 | 44,000 | 45,000 | 50,000 | 52,000 | -3,500 | -500 | 1,500 | 2,500 | 7,500 | 9,500 |
| 奈良市 | 42,500 | 27,000 | 34,500 | 36,900 | 38,000 | 40,000 | 40,000 | -15,500 | -8,000 | -5,600 | -4,500 | -2,500 | -2,500 |
| 和歌山市 | 35,000 | 30,000 | 32,000 | 35,000 | 35,000 | 37,000 | 40,000 | -5,000 | -3,000 | 0 | 0 | 2,000 | 5,000 |
| 倉敷市 | 35,000 | 20,000 | 33,000 | 39,000 | 39,000 | 42,000 | 45,000 | -15,000 | -2,000 | 4,000 | 4,000 | 7,000 | 10,000 |
| 福山市 | 35,100 | 27,500 | 33,000 | 35,000 | 37,000 | 40,000 | 41,000 | -7,600 | -2,100 | -100 | 1,900 | 4,900 | 5,900 |
| 下関市 | 31,000 | 22,700 | 25,600 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 34,500 | -8,300 | -5,400 | -2,000 | -1,000 | -1,000 | 3,500 |
| 高松市 | 41,000 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 36,000 | 39,000 | 40,000 | -11,000 | -11,000 | -6,000 | -5,000 | -2,000 | -1,000 |
| 松山市 | 32,000 | 26,300 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | 35,500 | 38,000 | -5,700 | -2,000 | 1,000 | 3,000 | 3,500 | 6,000 |
| 高知市 | 32,000 | 27,000 | 31,500 | 34,000 | 35,000 | 37,000 | 38,000 | -5,000 | -500 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 6,000 |
| 久留米市 | 32,000 | 30,000 | 30,000 | 32,000 | 34,500 | 35,000 | 38,000 | -2,000 | -2,000 | 0 | 2,500 | 3,000 | 6,000 |
| 長崎市 | 30,000 | 25,000 | 35,000 | 38,000 | 38,000 | 40,000 | 43,000 | -5,000 | 5,000 | 8,000 | 8,000 | 10,000 | 13,000 |
| 大分市 | 31,000 | 21,500 | 29,000 | 30,000 | 31,000 | 33,000 | 35,000 | -9,500 | -2,000 | -1,000 | 0 | 2,000 | 4,000 |
| 宮崎市 | 29,500 | 24,000 | 28,000 | 30,000 | 30,000 | 34,000 | 35,000 | -5,500 | -1,500 | 500 | 500 | 4,500 | 5,500 |
| 鹿児島市 | 31,600 | 30,000 | 35,000 | 36,000 | 38,000 | 39,000 | 40,000 | -1,600 | 3,400 | 4,400 | 6,400 | 7,400 | 8,400 |
| 那覇市 | 32,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 35,000 | 35,000 | -2,000 | -2,000 | -2,000 | -2,000 | 3,000 | 3,000 |
| 最大値 | 47,000 | 40,000 | 45,000 | 47,000 | 50,000 | 53,000 | 55,000 | 2,000 | 7,000 | 9,000 | 11,000 | 12,000 | 15,000 |
| 最小値 | 28,000 | 19,000 | 25,600 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 34,500 | -17,000 | -11,000 | -10,000 | -6,000 | -2,500 | -2,500 |

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

住宅の質を反映した家賃算定式（家賃関数）の推定による検証について

1 家賃関数の推定

2人以上世帯の住宅扶助特別基準の検証に当たっては、まず、平成20年住宅・土地統計調査の個票データを用いて、住宅の属性などを説明変数とする家賃関数を仮定し、最小二乗法により係数を決定した。推定に当たっては、個票データを民営借家だけに絞った上で、家賃月額を被説明変数とする以下の推定式^eを用いた。家賃に影響を与える説明変数としては、床面積及び建築時期、建築構造、住宅設備の有無、駅までの距離、地域^{ee}（住宅扶助特別基準の地域区分）のダミー変数を採用した。

〈推定式〉

$$\ln P = a + b \cdot \ln S + \sum_j c_j \cdot X_j$$

| | | |
|-------------|----------------------------|---------------|
| P | : 家賃月額(円) | ※ \ln は自然対数 |
| S | : 説明変数(床面積(m^2)) | |
| X_j | : 説明変数(住宅の属性、地域) | |
| a, b, c_j | : 係数 (個票データから最小二乗法により定める。) | |

推定精度を高めるため、家賃額が0円のデータ、各変数の属性が不詳のデータなどを除外した上で、外れ値処理として都道府県別に家賃の平均額から標準偏差の2倍以上離れたデータを除外して用いた。

2 家賃関数の推定結果

1の推定式を最小二乗法により推定した結果は表のとおりである。すべての説明変数は、1%有意水準で有意差が認められ、また各係数の符号条件も整合的である。

^e 全国消費実態調査（総務省統計局）における持ち家の帰属家賃の推計に当たっても、類似の推定モデルが用いられている。

^{ee} 地域に鉄道沿線などの詳細な属性を入れることにより推定式への当てはまりがよくなることが想定されるが、住宅扶助特別基準の検証に当たっての活用は困難と考えられることから採用しなかった。

表 家賃関数の推定結果

| 説明変数 | | 係数 | t値 | 説明変数 | 係数 | t値 |
|---------------------------|-----------------|--------|------------|-------------|--------|--------|
| 定数項 | | 9.341 | 1,139.2 | | | |
| 延べ床面積(m ²)の対数 | | 0.303 | 394.3 | | | |
| 建築時期 (基準)昭和55年以前 | 平成18年以降ダミー | 0.269 | 162.5 | 岡山県3級地ダミー | -0.628 | -99.0 |
| | 平成17年ダミー | 0.263 | 113.0 | 広島県1・2級地ダミー | -0.542 | -108.3 |
| | 平成16年ダミー | 0.258 | 116.8 | 広島県3級地ダミー | -0.616 | -99.7 |
| | 平成13年～15年ダミー | 0.241 | 163.1 | 山口県1・2級地ダミー | -0.601 | -123.3 |
| | 平成8年～12年ダミー | 0.218 | 171.9 | 山口県3級地ダミー | -0.680 | -102.8 |
| | 平成3年～7年ダミー | 0.169 | 131.8 | 徳島県1・2級地ダミー | -0.559 | -79.4 |
| 建築構造 (基準)木造・防火木造 | 昭和56年～平成2年ダミー | 0.109 | 98.8 | 徳島県3級地ダミー | -0.680 | -103.6 |
| | 鉄筋・鉄骨コンクリート造ダミー | 0.116 | 124.5 | 香川県3級地ダミー | -0.676 | -111.2 |
| 住宅設備 | 鉄骨造ダミー | 0.077 | 67.4 | 愛媛県3級地ダミー | -0.654 | -145.3 |
| | 専用台所ダミー | 0.108 | 14.1 | 高知県3級地ダミー | -0.695 | -107.4 |
| | 水洗トイレダミー | 0.247 | 136.2 | 福岡県1・2級地ダミー | -0.538 | -187.5 |
| | 浴室ダミー | 0.248 | 109.1 | 福岡県3級地ダミー | -0.639 | -132.8 |
| | 洗面所ダミー | 0.088 | 83.3 | 佐賀県1・2級地ダミー | -0.542 | -62.3 |
| 駅までの距離 (基準)500m未満 | 500～1,000mダミー | -0.016 | -15.7 | 佐賀県3級地ダミー | -0.634 | -113.7 |
| | 1,000～2,000mダミー | -0.026 | -25.1 | 長崎県1・2級地ダミー | -0.627 | -74.1 |
| | 2,000m以上ダミー | -0.049 | -43.5 | 長崎県3級地ダミー | -0.696 | -140.4 |
| | | | | 熊本県1・2級地ダミー | -0.597 | -38.5 |
| 地域区分 (基準)東京都1・2級地 | 北海道1・2級地ダミー | -0.610 | -193.4 | 熊本県3級地ダミー | -0.666 | -151.3 |
| | 北海道3級地ダミー | -0.668 | -212.1 | 大分県1・2級地ダミー | -0.622 | -71.6 |
| | 青森県3級地ダミー | -0.688 | -152.2 | 大分県3級地ダミー | -0.740 | -153.8 |
| | 岩手県1・2級地ダミー | -0.483 | -64.9 | 宮崎県3級地ダミー | -0.776 | -165.4 |
| | 岩手県3級地ダミー | -0.616 | -133.9 | 鹿児島県3級地ダミー | -0.815 | -201.8 |
| | 宮城県1・2級地ダミー | -0.496 | -69.2 | 沖縄県1・2級地ダミー | -0.622 | -102.5 |
| | 宮城県3級地ダミー | -0.592 | -133.7 | 沖縄県3級地ダミー | -0.693 | -211.2 |
| | 秋田県3級地ダミー | -0.675 | -107.4 | 札幌市ダミー | -0.515 | -196.6 |
| | 山形県1・2級地ダミー | -0.514 | -64.5 | 仙台市ダミー | -0.434 | -124.2 |
| | 山形県3級地ダミー | -0.606 | -115.5 | さいたま市ダミー | -0.232 | -66.5 |
| | 福島県1・2級地ダミー | -0.551 | -70.6 | 千葉市ダミー | -0.329 | -67.0 |
| | 福島県3級地ダミー | -0.631 | -126.4 | 横浜市ダミー | -0.088 | -39.3 |
| | 茨城県1・2級地ダミー | -0.491 | -100.9 | 川崎市ダミー | -0.043 | -14.6 |
| | 茨城県3級地ダミー | -0.527 | -161.3 | 新潟市ダミー | -0.510 | -112.7 |
| | 栃木県1・2級地ダミー | -0.548 | -49.6 | 静岡市ダミー | -0.327 | -65.3 |
| | 栃木県3級地ダミー | -0.544 | -132.1 | 浜松市ダミー | -0.434 | -92.7 |
| | 群馬県1・2級地ダミー | -0.551 | -100.4 | 名古屋市ダミー | -0.354 | -151.6 |
| | 群馬県3級地ダミー | -0.566 | -129.2 | 京都市ダミー | -0.393 | -136.0 |
| | 埼玉県1・2級地ダミー | -0.242 | -104.2 | 大阪市ダミー | -0.323 | -166.5 |
| | 埼玉県3級地ダミー | -0.454 | -140.8 | 堺市ダミー | -0.380 | -74.3 |
| | 千葉県1・2級地ダミー | -0.264 | -93.5 | 神戸市ダミー | -0.361 | -106.4 |
| | 千葉県3級地ダミー | -0.509 | -132.6 | 広島市ダミー | -0.435 | -132.7 |
| | 東京都3級地ダミー | -0.806 | -25.3 | 北九州市ダミー | -0.605 | -166.0 |
| | 神奈川県1・2級地ダミー | -0.262 | -98.0 | 福岡市ダミー | -0.463 | -167.7 |
| | 神奈川県3級地ダミー | -0.389 | -18.0 | 函館市ダミー | -0.553 | -79.8 |
| | 新潟県1・2級地ダミー | -0.519 | -49.3 | 旭川市ダミー | -0.606 | -79.8 |
| | 新潟県3級地ダミー | -0.605 | -131.2 | 青森市ダミー | -0.517 | -57.3 |
| | 富山県1・2級地ダミー | -0.573 | -44.4 | 秋田市ダミー | -0.517 | -59.0 |
| | 富山県3級地ダミー | -0.584 | -69.2 | 郡山市ダミー | -0.517 | -60.9 |
| | 石川県1・2級地ダミー | -0.572 | -35.9 | いわき市ダミー | -0.608 | -69.7 |
| | 石川県3級地ダミー | -0.633 | -102.2 | 宇都宮市ダミー | -0.441 | -64.3 |
| | 福井県1・2級地ダミー | -0.560 | -48.0 | 川崎市ダミー | -0.299 | -33.0 |
| | 福井県3級地ダミー | -0.579 | -74.0 | 船橋市ダミー | -0.218 | -30.6 |
| | 山梨県1・2級地ダミー | -0.502 | -55.5 | 横須賀市ダミー | -0.237 | -23.9 |
| | 山梨県3級地ダミー | -0.507 | -104.3 | 相模原市ダミー | -0.281 | -42.9 |
| | 長野県1・2級地ダミー | -0.476 | -79.1 | 富山市ダミー | -0.582 | -62.4 |
| | 長野県3級地ダミー | -0.548 | -122.4 | 金沢市ダミー | -0.538 | -80.0 |
| | 岐阜県1・2級地ダミー | -0.561 | -89.9 | 長野市ダミー | -0.514 | -63.1 |
| | 岐阜県3級地ダミー | -0.581 | -136.2 | 岐阜市ダミー | -0.521 | -68.6 |
| | 静岡県1・2級地ダミー | -0.389 | -79.4 | 豊橋市ダミー | -0.491 | -69.9 |
| | 静岡県3級地ダミー | -0.456 | -135.8 | 岡崎市ダミー | -0.458 | -59.9 |
| | 愛知県1・2級地ダミー | -0.431 | -153.6 | 豊田市ダミー | -0.438 | -52.2 |
| | 愛知県3級地ダミー | -0.470 | -153.3 | 高槻市ダミー | -0.305 | -32.8 |
| | 三重県1・2級地ダミー | -0.510 | -90.7 | 東大阪市ダミー | -0.383 | -54.7 |
| | 三重県3級地ダミー | -0.557 | -100.6 | 姫路市ダミー | -0.496 | -63.1 |
| | 滋賀県1・2級地ダミー | -0.446 | -67.9 | 奈良市ダミー | -0.419 | -45.5 |
| | 滋賀県3級地ダミー | -0.462 | -95.2 | 和歌山市ダミー | -0.512 | -57.9 |
| | 京都府1・2級地ダミー | -0.410 | -79.3 | 岡山市ダミー | -0.481 | -76.6 |
| | 京都府3級地ダミー | -0.546 | -98.1 | 倉敷市ダミー | -0.513 | -61.5 |
| | 大阪府1・2級地ダミー | -0.361 | -164.9 | 福山市ダミー | -0.550 | -70.3 |
| 大阪府3級地ダミー | -0.587 | -38.6 | 下関市ダミー | -0.638 | -73.5 | |
| 兵庫県1・2級地ダミー | -0.333 | -104.5 | 高松市ダミー | -0.539 | -68.8 | |
| 兵庫県3級地ダミー | -0.579 | -121.5 | 松山市ダミー | -0.609 | -98.9 | |
| 奈良県1・2級地ダミー | -0.459 | -44.2 | 高知市ダミー | -0.554 | -80.9 | |
| 奈良県3級地ダミー | -0.546 | -107.9 | 長崎市ダミー | -0.545 | -64.4 | |
| 和歌山県3級地ダミー | -0.669 | -118.4 | 熊本市ダミー | -0.574 | -93.4 | |
| 鳥取県1・2級地ダミー | -0.557 | -49.5 | 大分市ダミー | -0.609 | -91.6 | |
| 鳥取県3級地ダミー | -0.573 | -75.6 | 宮崎市ダミー | -0.616 | -90.8 | |
| 島根県1・2級地ダミー | -0.526 | -54.5 | 鹿児島市ダミー | -0.532 | -83.4 | |
| 島根県3級地ダミー | -0.657 | -93.0 | | | | |
| 岡山県1・2級地ダミー | -0.615 | -35.7 | | | | |
| | | | 自由度調整済決定係数 | 0.557 | | |
| | | | F値 | 4,520.8 | | |
| | | | サンプルサイズ | 554,325 | | |

※すべての説明変数は、1%有意水準で有意差が認められた。

2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と冬季加算の比較

地域：地区別
調査時期：平成21年1月～平成25年12月

級地別：区分なし

世帯人数：2人以上世帯
光熱費0円を除く

単位：円

光熱費支出額

| | 光熱費が増加する月数(冬季)(a) | 第1・十分位 | | | | | 第1・五分位 | | | | | 第1～3・五分位 | | | | |
|------|-------------------|-----------|---------|--------|---------|-----------------------|-----------|---------|--------|---------|-----------------------|-----------|---------|--------|---------|-----------------------|
| | | 世帯人数(年平均) | 冬季以外(A) | 冬季(B) | (B)-(A) | 冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C) | 世帯人数(年平均) | 冬季以外(A) | 冬季(B) | (B)-(A) | 冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C) | 世帯人数(年平均) | 冬季以外(A) | 冬季(B) | (B)-(A) | 冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C) |
| I区 | 7(11～5月) | 3.3 | 14,037 | 23,520 | 9,483 | 66,383 | 3.2 | 14,346 | 24,236 | 9,889 | 69,224 | 3.1 | 14,239 | 25,227 | 10,988 | 76,916 |
| II区 | 7(11～5月) | 3.4 | 12,890 | 22,256 | 9,366 | 65,564 | 3.3 | 13,949 | 22,822 | 8,873 | 62,111 | 3.3 | 14,210 | 23,966 | 9,756 | 68,290 |
| III区 | 6(12～5月) | 3.3 | 13,690 | 21,182 | 7,492 | 44,950 | 3.2 | 13,925 | 21,386 | 7,462 | 44,771 | 3.1 | 14,271 | 22,743 | 8,471 | 50,829 |
| IV区 | 6(12～5月) | 3.7 | 15,602 | 23,220 | 7,618 | 45,709 | 3.4 | 15,752 | 22,665 | 6,912 | 41,474 | 3.4 | 16,016 | 23,361 | 7,345 | 44,072 |
| V区 | 5(12～4月) | 3.2 | 15,008 | 20,471 | 5,464 | 27,318 | 3.2 | 14,742 | 20,645 | 5,903 | 29,514 | 3.2 | 14,941 | 21,140 | 6,200 | 30,998 |
| VI区 | 5(12～4月) | 3.1 | 13,688 | 18,464 | 4,776 | 23,882 | 3.1 | 13,707 | 18,837 | 5,130 | 25,650 | 3.0 | 13,893 | 19,563 | 5,670 | 28,348 |
| 合計 | 6(12～5月) | 3.2 | 13,752 | 19,187 | 5,435 | 32,613 | 3.1 | 13,818 | 19,477 | 5,659 | 33,953 | 3.1 | 13,931 | 20,124 | 6,193 | 37,155 |

単位：円

| | 冬季加算額(1月あたり) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額) | | | 冬季加算額(11～3月合計) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額) | | |
|------|--|--------|----------|--|---------|----------|
| | 第1・十分位 | 第1・五分位 | 第1～3・五分位 | 第1・十分位 | 第1・五分位 | 第1～3・五分位 |
| I区 | 32,353 | 32,240 | 31,958 | 161,764 | 161,202 | 159,792 |
| II区 | 22,960 | 22,669 | 22,690 | 114,802 | 113,346 | 113,448 |
| III区 | 15,217 | 15,168 | 15,119 | 76,085 | 75,839 | 75,597 |
| IV区 | 11,938 | 11,770 | 11,688 | 59,692 | 58,850 | 58,440 |
| V区 | 7,896 | 7,913 | 7,858 | 39,479 | 39,565 | 39,288 |
| VI区 | 4,266 | 4,256 | 4,261 | 21,332 | 21,278 | 21,304 |
| 合計 | 9,146 | 8,742 | 8,150 | 45,731 | 43,710 | 40,749 |

資料：総務省統計局「家計調査」の調査票情報を独自集計したもの。

地域：地区別
住宅の構造：木造・防火木造

級地別：区分なし
住宅の所有関係：民営の賃貸住宅（設備専用）

世帯人数：2人以上世帯
就業の有無：就業人員なし

所得：年間収入第1・十分位、第1・五分位、第1～3・五分位（等価可処分所得により分位設定）
光熱費0円を除く

単位：円

光熱費支出額

| | 光熱費が増加する月数(冬季) (a) | 第1・十分位 | | | | | 第1・五分位 | | | | | 第1～3・五分位 | | | | |
|------|-----------------------|---------------|-------------|-----------|----------------|-------------------------------|---------------|-------------|-----------|----------------|-------------------------------|---------------|-------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| | | 世帯人数 (年平均) | 冬季以外 (A) | 冬季 (B) | (B)－(A) (C) | 冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C) | 世帯人数 (年平均) | 冬季以外 (A) | 冬季 (B) | (B)－(A) (C) | 冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C) | 世帯人数 (年平均) | 冬季以外 (A) | 冬季 (B) | (B)－(A) (C) | 冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C) |
| I区 | 11～5月 | 2.3 | 12,319 | 24,888 | 12,569 | 87,983 | 2.3 | 11,934 | 24,107 | 12,173 | 85,211 | 2.2 | 13,063 | 23,593 | 10,531 | 73,714 |
| II区 | 11～5月 | 2.3 | 7,275 | 16,545 | 9,270 | 64,891 | 2.3 | 7,705 | 16,862 | 9,157 | 64,097 | 2.2 | 8,581 | 20,428 | 11,847 | 82,930 |
| III区 | 12～5月 | 2.1 | 11,007 | 13,717 | 2,710 | 16,261 | 2.1 | 10,845 | 13,581 | 2,736 | 16,417 | 2.1 | 11,640 | 17,568 | 5,928 | 35,567 |
| IV区 | 12～5月 | 2.1 | 8,446 | 17,017 | 8,571 | 51,425 | 2.1 | 9,348 | 18,190 | 8,842 | 53,054 | 2.1 | 11,709 | 18,587 | 6,878 | 41,268 |
| V区 | 12～4月 | 2.4 | 10,551 | 18,351 | 7,799 | 38,996 | 2.4 | 10,753 | 17,891 | 7,138 | 35,689 | 2.2 | 10,198 | 16,444 | 6,246 | 31,232 |
| VI区 | 12～4月 | 2.2 | 10,787 | 14,093 | 3,305 | 16,526 | 2.2 | 10,971 | 13,926 | 2,954 | 14,772 | 2.1 | 11,238 | 15,519 | 4,281 | 21,403 |
| 合計 | 12～5月 | 2.3 | 11,027 | 16,391 | 5,364 | 32,187 | 2.2 | 11,144 | 15,705 | 4,561 | 27,367 | 2.1 | 11,484 | 16,578 | 5,094 | 30,567 |

単位：円

| | 冬季加算額(1月あたり) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額) | | | 冬季加算額(11～3月合計) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額) | | |
|------|--|--------|----------|--|---------|----------|
| | 第1・十分位 | 第1・五分位 | 第1～3・五分位 | 第1・十分位 | 第1・五分位 | 第1～3・五分位 |
| I区 | 30,444 | 29,874 | 29,468 | 152,219 | 149,369 | 147,338 |
| II区 | 20,673 | 20,703 | 20,298 | 103,366 | 103,513 | 101,490 |
| III区 | 13,082 | 13,204 | 13,136 | 65,411 | 66,018 | 65,681 |
| IV区 | 10,371 | 10,376 | 10,187 | 51,853 | 51,882 | 50,933 |
| V区 | 7,303 | 7,318 | 7,068 | 36,514 | 36,588 | 35,341 |
| VI区 | 3,854 | 3,857 | 3,829 | 19,271 | 19,286 | 19,144 |
| 合計 | 9,714 | 9,029 | 8,344 | 48,569 | 45,143 | 41,721 |

| | サンプル数(5年の合計) | | |
|------|--------------|--------|----------|
| | 第1・十分位 | 第1・五分位 | 第1～3・五分位 |
| I区 | 198 | 281 | 423 |
| II区 | 67 | 90 | 159 |
| III区 | 80 | 125 | 201 |
| IV区 | 20 | 32 | 77 |
| V区 | 118 | 179 | 284 |
| VI区 | 838 | 1,378 | 2,294 |
| 合計 | 1,321 | 2,085 | 3,438 |

資料：総務省統計局「家計調査」の調査票情報を独自集計したものの。

社会保障審議会生活保護基準部会 委員名簿

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 阿部 彩 | 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長 |
| 岩田 正美 | 日本女子大学人間社会学部教授 |
| 大竹 文雄 | 大阪大学理事副学長 |
| 岡部 卓 | 首都大学東京都市教養学部教授 |
| (部会長) 駒村 康平 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 園田 真理子 | 明治大学理工学部教授 |
| 栃本 一三郎 | 上智大学総合人間科学部教授 |
| 道中 隆 | 関西国際大学教育学部教授 |
| 宮本 みち子 | 放送大学教養学部副学長 |
| 山田 篤裕 | 慶應義塾大学経済学部教授 |

(敬称略、五十音順)